

会 報

第34号

同志大学協会

昭和41年11月

会 報

(第 34 号)

目 次

思 い 出	杉野目 晴 貞	(1)
日本の科学技術の実力私見	樋 口 盛 一	(4)
—弾性学・材料力学系諸学の分科について—		
第11回太平洋学術会議を顧みて	檜 山 義 夫	(11)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録	(14)
(1) 理事会議事要録 (41. 8. 26)	(14)
(2) 理事会議事要録 (41. 10. 6)	(15)
(3) 第1常置委員会議事要録 (41. 7. 21)	(18)
(4) 第2常置委員会議事要録 (41. 7. 11)	(19)
(5) 第2常置委員会議事要録 (41. 9. 22)	(21)
(6) 第5常置委員会議事要録 (41. 9. 20)	(24)
(7) 第6常置委員会議事要録 (41. 9. 21)	(27)
(8) 第7常置委員会議事要録 (41. 10. 18)	(28)
(9) 学生問題特別委員会議事要録 (41. 8. 26)	(29)
(10) 学生問題特別委員会議事要録 (41. 9. 29)	(31)
2. 諸会合 (昭和41年7月~10月)	(37)

B 要望書

A 大学保健管理の改善整備について	(38)
B 昭和42年度予算に関する要望につい て	(39)
C 教育系の大学・学部の整備充実およ び学生定員について	(43)

C 資 料

1. 姉妹大学制度 (第5常置) 参考記録	(45)
2. 外国人奨励研究員制度 (財団法人日 本学術振興会) について	(46)
3. 昭和42年度予算関係資料	(48)
(1) 国立学校施設整備費概算要求事項 別表	(48)
(2) 国立学校施設実態調査報告 (昭和 41年度)	(49)
4. 日本学術会議開催の大学院に関する 学術体制委員会 (国大協代表出席) に ついて	(58)
5. 大学教育についてのメモ (労働省)	(59)

D 役員、委員名簿

(昭和41年11月18日現在) (61)

E その他

1. 学長、役員等の異動について	(65)
2. 寄贈図書	(65)

思　　い　　出

杉　野　目　晴　貞

国立大学協会の会合にはじめて出席したのは、矢内原会長の司会する昭和29年の秋の総会の際であった。そのとき私は前任の島善鄰博士の所属していた第三常置委員会に席を与えられた。

当時総会には各大学の事務局長も同席し、にぎやかであった。総会では当面する諸問題につき意見の交換をしたり、文部省の関係局長、部課長などを招き、当局の方針をただしたり、大学側の要望事項について説明するなどがおもなプログラムのようであった。もっとも、重要問題については、文部省、大蔵省など関係方面へ文書をもって要望した。しかし現在のように会長、副会長、委員長などが要望書を携行し、要望事項を直接説明するというのではなく、郵送するようになっていたように記憶している。

総会の折に、現在と同様、年1回文部省主催の学長会議が開催されていた。大臣の挨拶につづいて関係局長の説明があり、これに対する質疑応答を行ない、学長が意見を述べるといったような会合であった。このとき、よく広島大学の森戸学長が「先輩として大臣に一言申し上げたい」と前置きして、大臣に助言を与えていたのが印象的であった。

当時第三常置委員会の重要課題は「新制度の大学は学生をいかに補導すべきか」ということであり、各大学の学生部の幹部が、米国ユタ州ブリガムヤング大学のロイド教授を招聘し、学生補導のセミナーを開催した直後のころであった。その後同教授のS. P. Sについての講演内容が出版されたので、その方の勉強が大分時間をうばわれたことを思い出す。その他学生の課外活動の問題、特にそれにふさわしい場の整備につき当局に申し入れをしたのであったが、当時の財政事情で見おくれ、いつ具体化するか見当がつかなかった。北海道大学がクラーク会館の建設にあたりその資金を募金によったのもそのためであった。

第三常置委員会はしばしば第四常置委員会と合同会議を開催し、学生の保健問題等につき協議した。そして学生の健康保険の問題をとり上げ、当局に対し立法措置を要求したりした。しかしこれは私学側の事情もあり、具体化を見ず現在に至っている。学生に関する問題は、国、公、私立の別なく考慮する必要があるという文部省の説明は一応うなずかれるが、これが促進を期待してやまない。

以上は学生問題に関する常置委員会のことであるが、例えば第一常置委員会では一般教育の問題にとりくみ、いろいろと当局に教官定員、その他施設々備につき要求するなど、各常置委員会でとりあげられる要望事項は例外なく予算措置を必要とするものであった。すなわち、問題の解決のためには第六常置委員会の役割りが極めて重要であることを知った。そこで私は第三から第六へ転じた。

もともと昭和24年度から施設々備を準備するいとまもなく、新しい制度の大学が発足したため、国立大学が新制度の大学としてその機能を充分発揮するためには、莫大な国立学校運営費や、文教施設費を必要としたことはいうまでもない。しかし新制中学の整備のため、公立文教施設費が優先するな

どで予算はなかなか思うようにのびなかった。

しかし春秋2回の総会においては、くりかえしくりかえし教官研究費、国立文教施設費の大幅増額、その他教官の待遇改善等の要望書を関係方面へ提出することを議決したのであった。すなわち教官研究費については、とりあえず戦前なみの予算を目標に増額を要求したのである。その結果、徐々にではあったが毎年若干の増額を見ることができた。その後、日本経済の復興、拡大のため、国立文教施設費についてこれを見ると、昭和29年度は18億5千万円足らずであった予算が、41年度は実に378億円にまで伸びた。まことに感慨の深いものがある。

その他第六常置委員会の所掌事項の中で、今なお記憶に残っていることは、沢田委員長(当時東京外国語大学長)提案の教育公債発行と特別会計制度復活の問題であった。前者については当局の強い反対にあい、その後放棄せざるをえなかったのであるが、後者についてはいろいろの曲折を経て、ついに昭和39年度から再発足をみるに至ったことは国立大学のため幸いであったと思う。しかしまだ十分な効果があったとも思わないが、やがてその機能が存分に発揮され、国立大学の発展に大いに貢献するものと期待している。

昭和32年11月、コロラド州デンバーで開催の米国州立大学協会年次大会に招待され出席する機会にめぐまれたので、その協会の会則を始め運営等に興味をもち、いささか調査もし、国立大学協会のそれらと比較検討して、改善の余地が充分あることを知り、機会の到来を待っていた。

まず国立大学協会にふさわしい、独立したしかも資料を整えた事務局を用意することから始め、大学に関する重要問題は、協会において権威ある専門家を煩わし、前向きに調査研究し、その結果についてはさらに総会において討論し、意見をとりまとめるようにすべきものと考えていた。

たまたま虎の門に国立教育会館が落成する機会に、その館内に事務局を設置してはいかがかと一応あたってみたのであったが、予算の点から実行不可能とわかった。しかし分室として一室だけ借用することができ、何かと便宜であった。

ところがこの問題は、昨年国大協が創立15周年を迎えるにあたり、大河内会長をはじめ鶴田事務局長等のご努力によって、本郷学生会分館隣接の地に事務局を新設することができ大きな前進をみたのであった。これは国大協にとって画期的なことで、長年の夢が一步具体化し、当協会の発展のためよろこびにたえない。

つぎに運営の問題であるが、国大協が重要課題の調査研究をするため専門委員を煩わし意見をまとめる件は、ふとした機会に端緒がひらけたのであった。

昭和35年のいわゆる安保騒動ののち、国立大学運営法案が文部省で用意される間に、国大協は専門委員を委嘱し、自主的に管理運営に関する意見書の作成にとりかかったのであった。かくて昭和37年9月「大学の管理運営に関する中間報告」が茅会長談話とともに公表されたことは周知の通りである。

このことは、国立大学協会の存在意義を会員校たる各大学ならびに社会に示したばかりでなく、国大協自体の運営に新しい時期を画するものとして高く評価されるべきものと思う。またこれを契機として、大学運営協議会の設置をはじめ会則の大幅な改正が断行され、会報の増刊による広報活動

も大いに改善されたのであった。

その後大学運営協議会は、懸案の大学の管理運営に関する意見のとりまとめにあたり、専門委員の協力のもとに原案を作成し、さらに各大学の意見を徴し、本年春の総会においてこれを可決し、会長の談話とともに公表したのであった。

ひきつづき国大協は専門委員の協力をえて、学生問題に関する所見案の作成にとりかかり、近く結論をうるまでに至ったのである。

いまや国立大学協会は、機構も整備され、国立大学の共通する諸問題につき、常に自主的にとりくみ、意見を発表し、指導的役割りを果たす慣行を確立するまでになったことは、ひとり大学の自治のためばかりでなく、権威のためにも慶賀にたえない。今後会長を中心に和衷協同、その使命達成のため一層の研鑽をつむことにより、ますます発展するものと思う。

(41. 11. 9) (前副会長)

日本の科学技術の実力私見

—弾性学・材料力学系諸学について—

樋 口 盛 一

まえがき

近頃わが国では、だんだん自国の一般科学技術の実力を過大に評価し宣伝する傾向が強められてゆくように思われる。もしこの誤解が今後も愈々各界層に広まってゆくことになれば、その弊害は到底看過されなくなるであろう。現に今日われわれは屢々この誤解がわが国の科学行政に反映されているのではないかという疑念を抱かせられる。

本稿はこのような事情下にあつて出来得るかぎり具象的に、わが国学界の今日の弾性学・材料力学系諸学の実力を打診する。ここに学問のこの分科を特にとりあげたわけは、私の個人的理由の外、これが現代の寵児である宇宙科学を始め、すべての新技術創出の基盤の学問であるからである——総ての機器、構造物のあらゆる設計がこの学問の所産に依存していることはいうまでもない。

以下、(1)西洋と日本のこの学問の歴史と(2)同じものの今日の開きの2項目の分けて検討する。

(1) 西洋と日本の弾性学・材料力学の歴史

弾性学・材料力学等の応用力学は他の理工系諸学と同様、わが国へは東大理工科大学発足の明治6年(1873)年に輸入されたとみてよいと思うのだが、そうすると、それは今から約90年前のこととなる。一方、この学問の輸出国なる西洋でのその発足といえ、周知のようにギリシヤの数学者、哲学者にさかのぼらなくてはならないが、爾後、今日の形態となるまでには実に2千数百年の容易ならぬ苦難の長い道程を必要とした。とはいえ、西洋に於ても個々の学問分科は研究の難易さ等により、その開発に夫々遅速のあつたことは当然で、例えば、最も古い学問の部に属する力学に於てさえ、その体系が整つたのはエネルギーの概念が確立された1842年とみられているから、それは今日から僅か120年前のことに過ぎない。

さて、ここで私はまず、2千年の長年月をかけ徐々に、確実に、殆ど完成品を作りあげた国々と、一方、突然ゼロ地帯へそれを搬入して僅々90年の国との、この学問の開きはどのような形で現われているであろうかを問題にする。

最初にハッキリしていることを再述しよう。

それは、殆ど完成された形の自然科学のこの分科が初めて日本に搬入されたのは約90年前のことであり、しかも日本人は、当時まで、この学問の発展に関与していなかつたということである。そうすると、問題は従つて其の後の約1世紀間の斯学の消長であるが、当然のことながら、われわれの先輩はあこがれと興味をもってこの新科学の咀嚼と吸収に没頭したことであろう。よつて、少くともその学問渡来後、約半世紀間は、日本人がこの学問の研究業績を発表するゆとりをもたなかつたことは当然のことといわねばなるまい。他方、西洋においては概ねこの期間の前期に、

A. Clebsch, I. Todhunter, A. E. H. Love, A. Föppl, L. Föppl, Lord Rayleigh, E. G. Coker 等々。

等々の斯学の宝典的名著が、おびただしく出版されていることは真に瞠目に値する。これらの大著が、その一言一句、悉く白人の知囊の所産によるものなることに想到し、真に驚異を感じさせられる。全世界の学問人、特にわれわれ日本人が、これにより学問を知り、その真髓にふれることの出来たことは特筆しなくてはならない。

弾性学系統の諸学の輸入後今日までの日本の研究成果は、後に専門外国書に関する調査で質についての考察も取り入れ、やや詳細に語るつもりであるが、最近2、30年間のわが国の研究は量的には相当盛んとなり、現行専門外国書にも可成りの文献が引用されるにいたっている。しかしながら、斯学の重要な理論体系に日本人の創意が取り入れられた事実はない。(尤もこの学問渡来後の90年間というのは恰も欧米では輝く新物理学の開花期に該当しているのだが、これとはやや対蹠的に、彼等の弾性学部門の研究は決して活気にみちていた時代というわけにはいかない。とはいえ、さすがに、この時代といえども、世界の弾性学・材料力学の研究は新刊書、定期刊行物等の面からみるも、外見上少しの衰えもみせず、相変わらず隆盛であり恰かも満々たる水をたたえて流れてゆく大河という感じを与える。この道の日本の研究はその河岸に注ぐ小さなせせらぎに似たものではなかったろうか。)

(2) 今日における日本の弾性学・材料力学の研究と欧米のそれとの比較

A. 国際的学術雑誌による比較

私はまず英米独3国の、概ね機械工学系の権威ある国際的学術雑誌各国2種類をえらんで調査する。日本人の学問的活動の調査にこのような雑誌の掲載論文を資料とすることは、第一、それが世界の研究水準の向上に寄与していることの表現であることと、第二、文科系と異なり言語的障害が比較的少ないので——日本国内の学術論文も殆ど欧文で書かれている——内容的に優れたものは、国際的発表機関に簡単に登場することが出来、且既に盛んに実行されていることであるからである。但し、本稿が国際的学術掲載論文数、後に、現行有力外国専門学術書に引用された邦人論文数をもって、彼我の学問の比較の基準として選んだことは、一つの評価方法にすぎないことはいうまでもない——ここに、これらの論文の質は何れも一応国際的学術論文として登録ずみのものとして取扱った。

もっとも、このような評価の方法は今日では、なお、わが国にとり若干不利といわねばなるまい。問題の雑誌は表1、2及び3で示している。表3を除き何れも1963年のものである。掲載論文数、弾性学・材料力学関係論文数、特に後者については原理的、応用的論文数、並びに弾性学関係の日本人の論文数等をその内容とする。

ここに原理的論文とは、主として数式を取扱ったもの及び実験研究に於ても、原理的色彩の濃厚なものを意味し、応用的論文とは技術的のもの、実験結果が主として応用化をめざすものとする。表2は世界の愛読誌米国のASMEのシリーズもの5種のうち3種(シリーズEは表1と重複する)をまとめたものである。

表3は同じくASMEの月刊誌Applied Mechanics Reviews, vol. 17 (1964) からNo1~No3につき表の諸項目についての調査結果である。同誌は周知のように、自然科学全分野の研究抄録を登

載しているのが世界学界の趨勢を直接察知し得て重宝である。この雑誌の著者の国籍の調査（本稿には掲載していない）では、まず、わが国研究者も若干発言していること、次に、特に学問の全分野に亘り、ソ連の研究が圧倒的多数で殆ど米国にゆづらないという量的結果は印象的である。

表 1

国名 雑誌名	英		米		独		6誌の合計
	I	II	I	II	I	II	
a 論文総数	37	39	89+[34]	219	38	45+[27]	467 [61]
b 弾性学等の論文数 (発行国人の論文数)	22	16 (9)	39+[23] (36)	27	25	13+[9] (8)	142 [32]
b中 c 原理的なもの c (日本人の論文数)	10 (0)	16 (0)	38+[20] (4+[0])	23 (1)	19 (2)	13+[9] (0+[0])	119 [29] (7+[0])
b中 d 応用的なもの d (日本人の論文数)	12 (0)	0	1+[3] (0+[0])	4 (1)	6 (0)	0+[0]	23 [3] (1+[0])

- 英 { I Journal of Mechanical Engineering Science
II Quarterly Journal of Mechanics and Applied Mathematics
- 米 { I Journal of Applied Mechanics
〔 〕内の数字は Brief Notes の数で、主論文としては別個にかぞえた
II Journal of the Acoustical Society of America
- 独 { I Ingenieur-Archiv
II Zeitschrift für Angewandte Mathematik und Mechanik
〔 〕内の数字は Kleine Mitteilungen (Brief Paper) の数で主論文とは別個にかぞえた

表 2

TRANSACTIONS OF THE ASME. SERIES, B and D

国名 雑誌名	米			3誌の合計
	I E	I B	I D	
a 論文の総数	89 + [34]	55	77 + [4]	221 + [38]
b 弾性学等の論文数	39 + [23]	17	11 + [0]	67 + [23]
b中 c 原理的なもの c (日本人の論文数)	38 + [20] (4 + [0])	3 (0)	3 (0)	44 + 20 (4 + [0])
b中 d 応用的なもの d (日本人の論文数)	1 + [3] (0 + [0])	14 (0)	8 (2)	23 + [3] (2 + [0])

〔 〕は Brief Notes の数を示す

- I E Journal of Applied Mechanics, Series E
I B Journal of Engineering for Industry, Series B
I D Journal of Basic Engineering, Series D

抽出項目	(a)論文数	(a)の中 原 理	(a)の中 応 用
Elasticity	42	39	3
Strings, Rods, Beams	37	33	4
Membranes, Plates, Shells	70	60	10
Buckling	48	34	14
Vibrations of Solids	70	49 (2)	21
Wave Motion and Impact in Solids	43	35 (2)	8
Fracture (Including Fatigue)	40	20 (2)	20 (2)
Experimental Strees Analysis	16	4	12
Total	366	274 (6)	92 (2)

() 内に示す数字は日本人の数

以上、国際的学術雑誌についての叙述を終わるにあたり、これらのものに現われた今日の日本の弾性学・材料力学等の実力は、少くとも量的には、未だささやかなものであると結論しなくてはならない。

B. 現行新版外国専門書による比較

今日では、極めて優秀な学術論文は、種々の方法により、著者の国籍、論文の用語の如何をとわず世界の専門学術書に取りあげられ、広く学界に紹介される傾向になっているが、こういう対象物によって日本人の研究を検討しよう。これは、前段の一般の外国雑誌の登載論文が主として著者の自由寄稿（この場合も、一般には勿論厳重な審査をうける）によるものとは異なり、外国の相当な研究者なる著者が価値をみとめて自著等に引用するものであるという意味の或程度の権威をもつものと考えられる。

さて、この調査は表4で説明することとしたが、最初に引用書籍についての解説を試みる。

(1) 採用の書籍は、主として、今日の研究者の代表的参考書であり、大学学部所属の学生等の教科書、参考書等ではない。

書物は1950年代、1960年代発行の最新版書をえらんだ。但し、ソ聯、東欧系のものは英独の参考書によったため翻訳書の発行年を用いた。

(2) 整理の必要上、次の記号によって採用書の分類を行なった。

I, 総論, II, 大変形問題等, III, 二次元弾性問題, IV, 応力集中問題, V, 板, 殻および安定問題, VI, 熱応力問題, VII, 異方弾性体問題, VIII, 接触問題, IX, 実験応力測定法, X, 材料力学史。

表4は上記の記号、著者名(国籍)、著書名(発行年)及び日本人論文の引用文献数対総引用文献数の表示をその内容とする。最初に Love (1863~1940) の著書——この学問の不朽の名著、最高権威書——をあげたわけは古い書物の代表としてという意味の外、ここにあげた1927年版には、日本人

の文献が引用されており、私がこのことを重視しているためでもある。同書の旧版にはこういうことはなかった。

上表の日本人引用文献の原著の発表された年は、調査の結果次のようになる。(簡単のために本稿ではここにいう原著の論文名、発表雑誌名、巻号、年月を省略した) 即ち

1910年代：4篇、 1920年代：9篇、 1930年代：25篇、 1950年代：38篇

本書の数字はこの学問渡来後専門の研究者が生れるために必要な年数並びにそれが侵透してゆく年数を示すものとして興味がある。

尚1950年代の研究の主部分は表4で明らかなように熱応力問題、つぎは板殻および安定問題で占められている感のあることは注目をひく。

表 4

	著 者 名	書 籍 名 (発行年)	(日本人の引用文献数) \ (総文献数)
(I-1)	A. E. Love (英)	A Treaties on the Mathematical Theory of Elasticity (1927)	3 \ 303
(I-2)	A. E. Green & W. Zerna (英)	Theoretical Elasticity (1954)	2 \ 92
(I-3)	S. Timoshenko & J. N. Goodier (米)	Theory of Elasticity (1951)	3 \ 296
(I-4)	I. S. Sokolnikoff (米)	Mathematical Theory of Elasticity (1956)	2 \ 317
(I-5)	C. B. Biezeno & R. Grammel (独)	Engineering Dynamics Vol. 1 Theory of Elasticity (1955)	0 \ 87
(I-6)	N. I. Muskhelishvili (ソ聯)	Some Basic Problems of the Mathematical Theory of Elasticity (1963)	1 \ 138
(I-7)	A. I. Lur'e (ソ聯)	Three-Dimensional Problems of the Theory of Elasticity (1964)	0 \ 112
(II-1)	A. E. Green & J. E. Adkins (英)	Large Elastic Deformations and Non-Linear Continuum Mechanics (1960)	0 \ 65
(II-2)	G. Grioli (伊)	Mathematical Theory of Elastic Equilibrium (Recent Results) (1962)	0 \ 83
(II-3)	A. C. Eringen (米)	Nonlinear Theory of Continuous Media (1962)	0 \ 342
(III-1)	L. M. Milne-Thomson (米)	Plane Elastic Systems (1960)	0 \ 22
(III-2)	I. Babuska, R. Rektorys & F. Vycichlo (チェコ)	Mathematische Elastizitätstheorie der ebenen Probleme (1960)	0 \ 50
(IV-1)	H. Neuber (独)	Kerbspannungslehre (1958)	0 \ 53
(IV-2)	G. N. Sawin (ソ聯)	Spannungserhöhung am Rande von Löchern (1956)	0 \ 139
(IV-3)	R. E. Peterson (米)	Stress Concentration Design Factors (1953)	5 \ 174

	著 者 名	書 籍 名 (発行年)	(日本人 の引用 文献数) \ (総文 献数)
(V-1)	S. Timoshenko & S. Woinowsky-Krieger (米)	Theory of Plates and Shells (1959)	3 \ 397
(V-2)	K. Girkmann (独)	Flächentragwerke (1959)	12 \ 385
(V-3)	S. Timoshenko & J. M. Gere (米)	Theory of Elastic Stability (1961)	3 \ 331
(V-4)	W. Flugge (独)	Stresses in Shells (1960)	0 / 255
(V-5)	A. L. Gol'denveizer (ソ聯)	Theory of Elastic Thin Shells (1961)	0 \ 35
(V-6)	V. V. Novozhilov (ソ聯)	The Theory of Thin Shells (1959)	0 \ 104
(V-7)	A. S. Wolmir (ソ聯)	Biegsame Platten und Schalen (1962)	1 \ 247
(V-8)	Kh. M. Mushtari & K. Z. Galimov (ソ聯)	Non-Linear Theory of Thin Elastic Shelles (1961)	1 \ 130
(V-9)	V. V. Bolotin (ソ聯)	Nonconservative Problems of the Theory of Elastic Stability (1963)	1 \ 150
(VI-1)	B. E. Gatewood (米)	Thermal Stresses (1957)	1 \ 290
(VI-2)	B. A. Boley & J. H. Weiner (米)	Theory of Thermal Stresses (1960)	3 \ 329
(VI-3)	W. Nowacky (ポーランド)	Thermoelasticity (1962)	9 \ 378
(VII-1)	S. G. Lekhnitzky (ソ聯)	Theory of Elasticity of an Anisotropic Elastic Body (1963)	0 \ 56
(VIII-1)	L. A. Calin (ソ聯)	Contact Problems of the Theory of Elasticity (1953)	1 \ 63
(IX-1)	M. Frocht (米)	Photoelasticity Vol. I & II (1957)	7 \ 186
(IX-2)	A. J. Durelli, E. A. Phillips & C. H. Tsao (米)	Introduction to the Theoretical and Experi- mental Analysis of Stress and Strain (1958)	3 \ 72
(IX-3)	M. Hetenyi (米)	Handbook of Experimental Stress Analysis (1957)	6 \ 1020
(X-1)	S. Timoshenko (米)	History of Strengrh of Materials (1953)	2 \ 675

私は昔東北大学で林鶴一先生から先生一流の警句を拝聴し、今日も尚深く戒心の具としているものがある。それは「諸君は人の仕事を奪うような研究でなく、人に仕事を与えるような研究をせよ」というのである。もし君が手をつけなかったら他の誰でも君の代りに解決するであろうような研究はつまらない。君の研究にふくまれた創意の恩恵で人が新着想の仕事をなし得るような研究が貴重であるという教訓である。さて本文にかえり、日本人の研究としては一応名誉ある選ばれたものというべき専門外国書中の引用文献（国際的学術雑誌掲載の邦人の研究に対しても私はこの場合と殆ど同様の敬

意を表している)の数は今日の日本のものとしては甚だ不振といわねばならない。

ここで暫く既述、人に仕事を与える研究について愚見をつけ加えなくてはならない。私は林先生の人に仕事を与える研究とは研究問題の大小、論文のボリュームの大小、さてはその研究の着想の経過等には関係なく読者が教えられるところがあり、研究上のヒントが与えられるような性質のものを意味するものと解する。ついであるが今日では、自然科学の世界で、先人の築きあげた既存の学問の恩恵を一切うけないような真の独創的業績というものは考えられないといって過言ではあるまい——研究者は先輩の足跡をたどって増補、拡張、改訂、改作等々をする。従って普通の研究者にとって重要なことは、他人のためにも、よき新着想、よき創意を取入れた研究をすることである。さきに世界の学問の姿に大河の例を用い、欧米の国際学術雑誌上には日々莫大な学術論文が発表されていることを述べたが、それらの研究の大部分は、勿論日本人のものもふくめて、こういう範疇に属する研究とみてよいであろう。

そうすると、結局、わが国の弾性学系統の学問研究は、外国の有力専門書に引用文献として載せられているものよりいうも、なお数において極めて貧弱といわねばならない。但し、当該論文の質は国際誌上の論文に類する性格のものと解する。

最後に、私も勿論最近のわが国の宇宙科学の輝く成果に期待を抱いている者であるが、しかしながら、われわれはその研究の今後の進歩に備えるためにも基礎諸学の確固たる基盤をもたなくてはならない。今日の日本の科学の実力につき誇大な幻想をもつことなく、他方、欧米のそれとの遅れにくじけることなく真面目に学問の興隆をはからなくてはならない。(1966, 10. 2)

(岩手大学長、東北大学名誉教授(工)弾性学・材料力学)

補 遺

- (1) 表1, 2, 3は東北大学工学部内力弾性学研究室関係の諸君、特に佐藤喜一助教授、石井幹岩手大教授の助力による。表のデータは40年3月私が岩手大学卒業式の講演に使用したものである。
- (2) 表4は東北大学工学部内力弾性学研究室玉手統教授の助力による。
- (3) 以上、老兵が余りに多く兵を語ったきらいがないでもない。しかしながら、今は誰かが日本の学問の真実の姿を語らなくてはならないときと考え、敢えて筆をとった次第である。

第11回太平洋学術会議を顧みて

檜 山 義 夫

近頃は国際会議が日本でよく行なわれる。僅か十数名のものから、この夏、私が Secretary General をつとめた 6,000 人のマンモス会議まで、その規模、話題、性格、やり方など千差万別である。私も外国でも日本でも、そのいくつかに出席した経験をもつが、こんどの第11回太平洋学術会議の総務幹事の経験はめったにないことと思うのでご参考までに所感を述べよう。

この会議の目的は、太平洋という地域に科学のメスを国際協力の形でいれるところにある。したがって、地域を超越している科学、例えば物理学、化学、臨床医学、工学などは含まれていない。そもそも近代文明の発達した太平洋沿岸とくらべて、太平洋地域は地球の裏側の観があり、多くは欧米の植民地であった。この第1回がハワイのホノルルで開催された1920年は、第1次世界大戦直後で、日本もドイツから受けた委任統治領の南洋諸島の開発に力をいれはじめた頃である。欧米の列強にまぎって、第2回がオーストラリアであったあと、関東大震災直後の東京で、第3回を引受けている。桜井錠二博士（学士院長）が会長で、山崎直方博士（東高師教授、地理）が Secretary General である。

第3回は、太平洋の資源開発や民族研究に主体があった。それも連合国が協同してという形であった。これにくらべると第11回は同じ日本で行なわれながら、40年の間の変遷は著しかった。

第1には研究の対象だった欧米の植民地の太平洋諸地域の民族が独立して、研究者としてさえ参加して、逆に、欧洲諸国は太平洋に興味を失いつつあるということ。第2は日本が委任統治領だった南洋諸島に興味を失った反面、アメリカが太平洋一帯に攻勢であるということなどである。一方、今まであまり関心をみせなかったソ連が、150人もの大部隊をよこし、アメリカの推挙で理事国にまでなったということなど、著明な変化であった。

この会議は、一つの専門分野の国際会議ではない。その地域に関心をもつ科学者の会合である。そして科学的検討の対象のテーマを掲げ、シンポジウム形式をとると、（第一週）専門分野での地域交流をはかるため分科会形式（第二週）をとるとの双方の会議をもった。その結果は第1週は60のシンポジウム、第2週は40の分科会、第3週は10方面の見学旅行ということになった。

第1、第2の週の会議には、150人以上を収容する会議場が30ほど必要である。その場所を検討したら東京大学以外にはなさそうである。はじめ1,500人ぐらいと思っていた外国人のホテルも東京にしか求められない。（あとで、これは2,200人になった）そこで日本ホテル協会に相談したら、8月末の夏枯れのときなら特別料金で引受けようという返事であった。前回のハワイも夏に割引料金で引受けしてくれた。大学の先生の参加も、また、会議場の東大側もこの時期が都合がよい。およそ2年ほどまえから、この線で準備をすすめた。

専門分野が多岐にわたるので、日本学術会議の太平洋学術研究連絡委員会が中心となり、同会議の各

研連に委員を出して、準備委員会を作ったときに、12の部門を作った。(1)気象学、(2)海洋学、(3)地球物理学、(4)地質学、(5)生物学、(6)農学、(7)水産学、(8)医学（臨床はなく、薬学も含む）(9)人類学、(10)社会学、(11)地理学、(12)博物館および科学情報。この区分については半年ほど論議は続き、あとも絶えなかったが、この分野別は組織委員会の機構にもなり、会議を主催する体勢をこれで作っていった。ずいぶんヤカマシかったが、結局はこの各部門がそれぞれホストとして働いてくれて、このマンモス会議は成功した。各部門の代表者からなる実行委員会は、はじめは隔週、あとでは毎週金曜日の午後ひらかれて、会期直前には第55回の会合をひらいた。このほか、ホテル、輸送、登録、会計、報道の5専門委員会を部門別の代表で作し、度々会合をもった。汗をかいて働いたのは、この専門委員たちであった。

60のシンポジウムには、それぞれ Convener と称し、また40の分科会には Organizer と称して、各1人宛の権威者に論文の選択、招待者の決定などにあたって頂いた。総計2,200の論文はこうして選ばれたので、だいたい好評であった。日本人の論文を全体の3に制限したので、かえって物足りない分野もあったろう。しかし、自せん他せんウゾウムゾウや狂人の論文は出てこなかった。

参加者は外国から1,500人、日本を加えて5,000人と考えていた。すべての準備をそのくらいに考えていたので、会期直前の登録数が6,000人をこえそうになったときは、すっかり慌てた。日本航空に寄付して貰ったカバンも、名札入れも不足である。まだ出席者数はハッキリ集計されていないが6,000人をいくらか越えたのはたしかで、1964年ニューヨークであった国際生化学連合総会の5,600人の世界記録をこしたことはたしかである。（歯医者さんの国際会議で20,000人というのがあるが、これは国際学術会議というより同業の Convention とみたほうがよいとして）

この巨大な会議の経費は、昨年正月の閣議決定のときは、千数百万円しか考えて貰えなかった。昨年末に、約3千万円にきまったときは、正直いって、いままでの倍ぐらいになったので、学術会議の事務当局は喜んでいて。しかし、いままで第10回まで、いずれも1億円はこえた費用でやってきたこのマンモス会議を、どうしてやるか、頭のいたいことだった。結局は経団連にお願いして募金にかかったが、昨年は産業界は渋かった。ずいぶん苦労したのが新聞に同情され、景気もよくなったのか終り頃には個人の寄付さえあり、3千万円をこした。文部省が東大の修繕などに千数百万円を出してくれたのや、各省の関連した費用や、各部門でそれぞれ集めた金をいれると、きっと総経費は1億円をこえているにちがいない。1人あたりにすると1万5千円ほどである。とうとう最後まで会費をとらずに、印刷物もバスもタダにした。パーティは日本人だけとった。旅行の費用は Agent にまかせた。1人何万円も会費をとる国際学会もあるそうだが、できるだけ節約した。

支出のうちで最大なのは交通費であった。そのままでは数国とその他僅かの国だけになり、外貨事情の悪い東南アジアからは出席者がえられ難い。そこで2機飛行機をチャーターして南方からの客を招いた。165名、片道だけ招いたら、アメリカがそのうち100名の帰路と、別に80名の往復の旅費をもった。このほかアジア財団その他の援助もあって、東南アジアからの出席者が少なかったことは、この会議が成功したといえる点である。これに8百万円もかけた。一つの専門の国際会議とは、こういうところがちがった。

あと、マンモス都市の東京の交通を考え、外国のためにバスを連日50台ぐらい、ホテルから東大まで動かし、その他都内の見学などにも使ったが、これが約9百万円にもなる。

印刷物もバカにならない。論文が2千をこすので、その Abstract を、1頁1論文としても2千頁をこえた。Guide Book も1万冊刷った。

新聞社などが、気やすく一部くれといわれるのを断わらざるをえなかった。結局、一口一万円寄付してもらって、ひとかかえある印刷物を配布した。会計の精算は目下専門家が多忙にやっている。おそらく赤も黒もなく、だいたいおつくことだろうと思う。

お金の苦勞もたいへんだったが、いろいろと細かいところに気を使わざるをえなかった。6,000人も入るので、九段の日本武道館を借りて開会式をやった。これに皇太子御夫妻、大臣や大使がみえるので、警衛や交通の打ち合わせがたいへんだった。私は都合4回も、下見をし、その都度、警察なども交えて打ち合わせをやった。

東大に2回も皇太子様をお迎えした。これにも少なからぬ気を配った。

東大の建物は保守がよくなく、窓枠がさびついて開かないのさえあった。ましてや冷房のあるのはごく僅か最近建ったところだけである。暑い折柄心配だと、新聞に書いてくれた作家がでた。有難いもので、さっそくクーラーをかす申し入れがあった。ところが電力線の配線に費用がかかるので、大講堂の廊下についていたクーラーを、病院に移したあとに3台入れてもらった。あとは電機工業会にお願いして、7大メーカーから10台宛の扇風機を拝借した。これはまことに有難かった。

どういふことか、東大には便所が少ない。ことに女子便所はほとんどない。こまった揚句、オリンピックで作ったという便所自動車を2台借りた。運賃と清掃料で9万円もとられたが、なかなか繁昌したようだった。

私も30年もつとめていながら、東大の構内をくまなく歩きまわったのは今回はじめてで、『東大もと暗し』を感じたが、その構内の広さも、建物の保全の悪さも、組織の迷路も驚くばかりであった。

ここにご迷惑をおかけした東大事務局に、深く感謝の意を表したい。

その迷惑は東大ばかりでない。第3週には、北海道、東北をはじめ、京都、広島、九州まで、各大学を七班に分かれて歴訪した。そこでも、いたるところで交歓が行なわれ、いろいろとおもてなしやお世話になった。ここに関係者を代表してお礼を申させて頂きたい。

おそらく、もう私の一生にはこんな大会議のお世話は2度とあるまい。第3回(大正15年)の当時新聞が、このような盛儀は、あと50年はあるまいと書いていた。まさにそのとおりであった。おそらく今後もそうだろう。しかし、国際会議の頻度はどんどんふえている。私のこんな経験談が、どなたかのお役に立てば幸である。

(41. 10. 15) (東京大学教授)

A 事 業 報 告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日 時 昭和41年 8月26日 (金) 10時

場 所 学士館本館

出席者 大河内会長, 奥田, 杉野目両副会長
佐藤(弘前大), 本川, 長谷川, 実吉,
三輪, 増田, 石橋, 渡辺, 篠原, 八
木, 稲荷山, 久保, 赤木, 前川, 各
理事, 松平監事,
高坂第7常置委員会委員長

大河内会長から, 本日はそれぞれ関連した議
題なので理事会と学生問題特別委員会の合同の
会議を開くことにしたので, ご了承を願いた
い。なお, 初めに理事会関係の議題について報
告及び協議をしたい旨の挨拶があり, 次の事項
について報告があって議事に入る。

(1) 学長の更迭について

旧 新

東京工業大学	大山 義年	実吉 純一
埼玉大学	藤岡 由夫	和達 清夫

(2) 九州地区は会議のため理事の学長は出席で
きないので, 特に佐賀大学長が理事代表とし
て出席された。

議 事

1, 第38回総会日程について, 次のとおり了承
された。

11月28日 (月)	理事会
29日 (火)	} 総 会
30日 (水)	

2, 昭和41年度追加予算について

鶴田事務局長より, 別紙によりその必要と
する理由及びその内容について説明があり,
原案どおり承認され, 総会に提出することに
了承された。

3, 特別委員会委員の欠員補充について

東京工業大学大山学長並びに埼玉大学藤岡
学長の学長の任期満了に伴い, 科学技術行政
特別委員会の委員に欠員を生じたのでその補
充の必要が生じ, 従来は2人とも理工学系か
ら出ていたが, 理工学系と人文社会学系から
それぞれ1人とし, その人選を会長に一任す
ることとなり, その結果埼玉大学和達学長及
び神戸大学八木学長がそれぞれ選任された。

4, ユニバシアード東京大会募金に対する当協 会の協賛について

このことについて後援と協賛方の依頼があ
ったが, 他の公私立団体との振り合いも勘案
して, 主として精神的な面での協力をするこ
ととしてはと考える旨説明があり, 協賛団体
への加入を異議なく承認した。

5, 各種要望書について

(1) 大学保健管理の改善整備について (第4
常置委員会)

(2) 教育系の大学・学部および教養部の整備
充実について (第7常置委員会)

上記の要望書を朗読した後, 会長より以上
の要望書については, 何れも第37回の総会に
おいて趣旨を説明して了承を得たものであり
提出の時期等についてはご了承を得れば, 委
員長と相談の上で取り計らうこととしたい,

と発言がありこれを了承した。なお、高坂第7常置委員長よりも、前回の総会で大要を説明してご賛同を得ているものであり、また、一般教育の面についてもふれたいとの意見もあったが、この点は第6常置委員会において取り扱われるものと考え、これを取り上げなかったのでお含みを願いたいと補足説明があった。なお案文中の「学生定員の増加」の点は実数について調査の上確かめることとした。

以上の外、第6常置委員会よりも、来年度予算についての要望書を提出したい意向であるが、文案は未決定であり、近く成案の予定である旨を述べ承された。

6, その他

会長より、文部大臣の更迭があり、文部省首脳部の人事移動もあったので、9月に入っているべく早く懇談の機会を持ちたいと考えている旨が述べられた。

以上で理事会を閉じ、続いて学生問題特別委員会との合同会議に入った。

(2) 理事会議事要録

日 時 昭和41年10月6日(木) 午後1時

場 所 東京大学大講堂第一会議室

出席者 大河内会長

奥田, 杉野目両副会長

佐藤, 本川, 長谷川, 和達, 実吉,

三輪, 増田, 渡辺, 篠原, 八木, 稲

荷山, 久保, 赤木, 前川, 遠城寺

(代池田), 福田各理事

赤堀, 松平各監事

大河内会長主宰の下に開会。

まず、埼玉大学長の更迭に伴う理事の交代に

ついて和達学長の紹介があり、なお、遠城寺九州大学長の外遊により代理として同大学池田教育学部長の出席を披露され、議事に入る。

1, 「学生問題に関する所見」について

大河内会長から、

この所見の取り扱いについては、前回第30回総会の時から色々意見が出て、特別委員会でその意見を勘案しながら、取り扱い方を検討して来た。

前回の総会では、国大協名で公表することとなっていたが、その後文書の性質上特別委員会名で公表するようにする方が、審議のプロセスからよかろうという意見が出され、9月29日の学生問題特別委員会でも大方は委員会名の方がよいとの意見が述べられたが、斯かる問題は理事会の審議を経て決めるべきであるとの意見が出て、本日お集まりを願った次第である旨が述べられ、なお、杉野目委員長より経過について詳細な説明が行なわれた。

更に会長より、只今説明のとおり前回の総会で決まった取扱い方法が変わることになるか、協会名、委員会名の何れを採っても内容に変わりはないので、各大学での審議のやり易さをも考慮して、委員会名とした方がよいとの考えからである旨が述べられた。

続いて、これに関連して次のような種々の意見が述べられた。

○管理運営の時と同じ方法で進めることが総会の最終段階での意向であったが、果たしてそれが賢明がどうか分らない。総会の了解を得れば、特別委員会の名でよくないか。協会が動きやすいしまた意見をうけ入れる場合にも、協会との間にクッションを入れて置く方がよいと考える。

○協会名で発表することに賛成して来たが、

各大学の事情もあろうし、和衷協同、委員会名で発表することは結構である。

- 政策的な面よりも事柄の性質上委員会名に賛成である。
- 特別委員会名としてワンクッションを置き、余裕を残す方がよい。委員会名だから軽くなるということにはならないと考える。
- 委員会名にすると、若干訂正する箇所も出て来るが、これは改めることにする。
- 意見のある向は10月中に申し出る筈だったが、10日間延ばして11月10日までに必着するようお送り願うこととしたい。
- 各大学で学生と協議して国大協へ意見を出すという筋合のものではない。例えば、学生等に意見があったとしても学生の意見は参考に聞き置く程度にすべきである。
- 各大学でどの程度までおろして審議するかは、学長の考えによることになっている。場合によっては学長が学生部長や学生委員会或は学部長、部局長と相談して意見を聞かれる程度で進めてもよいのではないか。
- 半年もかかって検討の上作案したものである。なるべく多数の教官に読んで貰いたい。
- 慣行も事情も大学により違うので画一的な取り扱いとすると却ってやり難くないか。それぞれ学長の判断で学長のご意見を伺えるような方法で結構と思う。

以上で杉野目委員長より、所見を特別委員会の名において扱うことを秋の総会に諮り、よいということになれば特別委員会の所見として公表することとしてよろしいかについて諮られ、これを了承した。なお、意見があれば、11月10日までに学生問題特別委員会に提出して貰うこととし、また、学長の説明資料として参考までに作案要旨を各大学へ2部宛

送ることとした。

会長より、所見(案)の手直しは学長の意見が寄せられた後で慎重にやることにしたい。

次に、杉野目委員長が近く学長を退官されることになるが、後任の問題について特別委員会では、その選考を会長、副会長に一任されたので相談した結果、奥田副会長に委員長をお願いすることになった旨報告があった。なお、杉野目委員長に対し、長い間の一方ならぬご尽力に対し感謝の意を表せられた。

2、科学技術行政特別委員会委員の補充について

科学技術行政特別委員会の委員長も、大山学長の退官で欠員中であり、委員の補充も済んでいなかったもので、先に委員を補充した上で委員長を互選願うこととしたい。従来は比較的近傍の学長に願ったが、地区という観点から分布を考え、また自然科学に限定する必要もないので、北海道・東北地区から杉野目委員の後任として北大後任学長を、また、従来一人も出ていない地区のうち中国・四国地区から広島大学長を、同じく九州地区から福岡教育大学長を、それぞれ委員に選任してはどうかと諮られ提案のとおり決定した。

3、特別会計制度協議会委員について

前福島大学服部学長の後任として1人、杉野目学長の退任に伴う後任として1人計2人を選定する要があり、申し合わせにしたがって福田山梨大学長、和達埼玉大学長の2人を会長の指名により依頼することとなった。

4、昭和41年度追加予算について

「学生問題に関する所見(案)」及び同決定書の頒布について850,000円の追加予算を組むことについて鶴田事務局長より説明があり、異議なく承認された。

5, 昭和42年度予算に関する要望書について

9月21日に開催の第6常置委員会において要望書が承認決定され、即日会長、委員長が関係各方面に出向き要望書を提出し説明されたが、今回はさきの総会の趣旨に沿って詳細に述べた旨報告された。

6, その他

1) 次回の理事会開催予定について

会長より、各地区でILOに関連する管理職の問題について懇談中であるが、今月中に一わたり終わるようであるので、その結果を持ち寄って、できれば各大学間に凹凸の無いように意見を揃えた方がよいかと思う。同時に杉野目副会長の後任を互選したいので、その件で理事会を開きたいとの提案があり、11月5日(土)10時より開催することに決定した。なお、会長より当日は管理職についての各地区会議の報告もあるが、地区会議の当番校でなく代表理事の出席を特にお願する旨が述べられた。

なお、11月28日(月)午後3時より総会の前日の理事会を短時間開催することとし、これを了承した。

2) 42年春の総会等の期日について

会場の予約の都合もあり、かつ文部大臣による学長会議は総会の後ですることに申し入れた都合もあって、次のとおり開催することを諮り了承された。

6月26日(月) } 総会
27日(火) }

28日(水) 文部省主催の学長会議

29日(木) 事務連絡会議

会場は虎の門の教育会館とする。

3) 第2常置委員会の所掌事項について

長谷川委員長より、一、二期校の問題に

ついては、アンケートをとり、また、一期校側からも出席願ってオブザーバーとして意見も伺った。アンケートでは、これを何とか解決しなければならないような結果となっている。二回受験の機会を与えるための根拠も、調査の結果から見るとバランスの点で明確でないし、この問題の最初はどうであったのかについては、国大協の意見で決めたものであるから変更もまた国大協でやるべきであるなどの話もあり、総会で実情について話したいと思うが理事会のご意見を伺いたいとの発言があり、会長より、細目にわたる審議は第2常置委員会で行なわれ、資料も出ているので、次の総会の議案としてはどうかということであるが、重要案件だから次の理事会でもう一度諮りたいと思うが、次の理事会までに時間もあるからご検討おき願いたい旨が述べられ、11月5日の理事会に先だって資料を届けることになった。

4) 第3常置委員会の所掌事項について

三輪委員長より、国立大学の学生部の事務職員は職務の重要性に比し、その待遇が悪く、また人事の交流も行ない難く、ゆきずまりになる傾向にある。学生問題の重要な折から何等かこれが打策は無いものか。このことについて、第3常置委員会として文部省、人事院その他へ是正方を要望したいが、予算を伴うことなので至急出向いて要望したいと思う。よろしくご了承を願いたいとの発言があり、会長より、学生部は学生問題の矢面に立つ重要な職場にもかかわらず、待遇がこれに伴っていないのはよくない。国大協からでも強く要望しないことにはどうにもならないと思う。第6

常置委員会でも採りあげて貰って併行して検討したいと考える。ご賛同を得たいと発言し、了承された。

最後に、杉野目副会長より、10月24日をもって任期満了により退官となるが、過去12年間理事の末席を汚し、各位のご厚誼とご支援を頂いたことを感謝する。国大協が将来益々社会から重要視されるようご努力を願いたいとの挨拶があった後、会長より、杉野目学長には、国大協に長期間ご関係され、そのうち理事として10年以上、副会長として2年有余重要な機関に関係し、常に陣頭指揮をもって尽力されたご功績は大きかった。このたびご退官になられ、心細く寂しくなるが、ご退官後も外郭から従来以上に何かとご支援を頂きたいと感謝と惜別の辞を述べられた。

なお、局長より、日本工業新聞社発行の雑誌「アジアシーン」誌上に各大学の紹介記事を載せることについて、その経緯と内容について説明があった。

(3) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和41年7月21日(木)午後1時

場所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 石橋委員長

中川、本川、樋口、藤岡、藤田、八木、柳本各委員

市原、安藤、植村各専門委員

石橋委員長主宰の下に開会。

議事に入るに先だち、委員長よりモスコーにおける第2回海洋学会に出席のため欠席したことをわび、出張中藤田委員に委員長代理を煩わしたこと及びその間各専門委員の格別のお骨折

りに対し謝意を表され、本日の審議に入った。

ご検討の上提案願った別紙「大学院設置基準をめぐる問題点」はこれでよければ、各大学に流して意見を求め、秋の総会に諮ることとなっているようだが、結構と思う。大河内会長よりも出来るだけ早く纏めるよう要請されているが、如何ようにしたらよいかご意見があればうかがいたい旨発言があり、藤田委員より、以上のことについては、去る6月22日の総会第1日に常置委員会を開き、これを協議し次いで総会にかけて大體了承を得たのである、石橋委員長が帰国された上で、よろしければ、なるべく早く各大学に送って意見を求めることになっていたものである旨の報告がなされた。

次に、専門委員から本問題は各大学でも相当に注目している問題でもあり、各大学でも十分検討する時間の余裕をもつことも必要である。また専門委員の整理立案の時間にもゆとりが必要であり技術的見地からしても、従来の例に徴して秋の総会までに正式の書類としてまとめることは無理であろう。しかしながら、11月の総会には、第1常置委員会としての粗案を出す位には進めなければなるまい。そこで、この問題点をなるべく早く各大学へ送ると同時に審議の際の参考資料として、「学校教育法」の抜萃と大学院設置審査基準要項(昭和27.10.11大学設置審議会決定)をプリントして添付してほしい、その他2、3の修正意見の開陳があり、結局次のように処理することに了承された。

1. 各大学に「大学院設置基準をめぐる問題点」をなるべく早く流し、意見を求めること。(参考資料も添付して)
2. 各大学よりの意見回答は10月31日迄に必着とすること。
3. 専門委員において、各大学よりの回答意見

を整理し、作成すること。

4. 総会の前日に第1常置委員会を開催して、前記の案を検討し、総会に提出の中間報告案を作成する。
5. その間に大河内会長の意見も聞いて善処すること。
6. 照会に対する回答は学部の意見でなく、大学の意見として纏めたものとされたいことを添書すること。

その他、委員長より

去る5月24、25の両日、熊本大学において催された第18回国立11大学理学部長協議会において、結論を得て会長に提出された要望書を朗読の上報告された。

最後に藤岡埼玉大学長より8月5日を以て学長の任期満了により退任される旨の挨拶があり閉会した。 以上

(4) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和41年7月11日(月)10時

場所 国立大学協会 会議室

出席者 長谷川委員長、小川、中村、続、佐藤(知)、藤本、問田各委員

説明者 奥田文部省調査課長、山本同大学課長補佐、松本能研事務局長

長谷川委員長主宰の下に開会

委員長より本日の議題は、

1. 1期校、2期校の問題について
2. 能研の問題について

が主である。さきの総会で1、2期校の件について、アンケートをとった結果について報告し、なお検討することになっていたの、このことについて本日午後には文部省並びに能研より掛官に出席を乞い参考意見も聞きたいと思っ

ているので、十分ご検討願いたいとの挨拶があった。

まず、丁子主事より審議資料についての説明があり、次いで、委員長より「1期校・2期校に関する資料」に基づいて、其の後の経過を一応説明されたあと「1期校・2期校に関するアンケート調査集計」を朗読して検討、種々意見の開陳が行なわれた。述べられた意見の概要は、

- (1) 現在の1・2期校の分け方の変更を希望する大学が37校に達している現状では、国大協としても大所高所から検討を加える必要がある。
- (2) 変更の要望は2期校が圧倒的に多く、1期校は4大学である。戦前は各大学が任意に決めたものであって1・2期校を固定化するのはよくない。押しつけでなく、各大学で自由に決められるようにするとよい。即ち2期校も希望によって何時でも1期校になれるようにすることが望ましい。
- (3) 2期校の中でも猛列なコンプレックスを感じているものもあり、入試の際の欠席や退学等続出の形となっているものがある。また、或る大学の卒業生は出身校を言いたがらないとも聞く。しかし1期校必ずしも優秀なものとは限らない。
- (4) 現在の1・2期校案も国大協で出したものであるから、これを変更するならば、その案を国大協から出してほしいという文部省の意向もある。
- (5) 1期校は現状維持でよいといい、2期校は現状打破を訴えている。国大協としては、検討しなければならぬ段階に来たと思われる。そして変更しなければならぬことはアンケートの集計からも明らかであろう。しか

しアンケートをとることさえ、問題になる現状であるから、このことは慎重に進める必要がある。

- (6) 大学数から見れば不均衡だが、学生数の上では大体均衡がとれている。しかし学問的分布からの1・2期校の不均衡が見られるようだ。(学部別、地域別の調査をして一覧表を作ることを望む)
- (7) 方法としては、(1)各大学が自由に決める。(2)国立大学一斉に行なう。(3)一次は全国一斉に、二次は各大学学部の事情により別々に行なう。(4)一次は能研の結果を使用し、二次は学科試験とするなどが考えられる。
- (8) 1・2期校が現在のようにわけられていることによって生じている問題の内情を知らない無関心な大学が多いようだから、現状を調査して知らせる必要はないか。(自由に希望通りとしても2期校が多くなるような心配はあるまい。)
- (9) 各大学の希望をとり3年乃至5年位で1・2期校を交代するにしたら大体半数宛位になるのではあるまいか。(毎年変更するのはコンプレックスは解消しても受験者の混乱を来すおそれがある。)
- (10) 商船大、外語大等は交互に代えることが考えられる。
- (11) 国大協としては各大学の希望による線を進めることとするか。(極端な場合は70:4等となることもあろう。)しかし、このアンバランスはその中になおるのではあるまいか。ただ希望をとるとしても、慢然としたものでなく、社会的要求等も考えて最少限度の基準を決めて、納得の上で希望をとる必要がある。

以上で一応この問題を打ちきり、午後文部

省の掛官の出席を待って、説明をきいた上で再び検討したい。なお本問題は秋の総会までに何等かの案を出すようにしたいと思うが、或る程度、煮つまるまでこの問題は外部に発表しないようにしたいとの発言がなされた。

次に能研の問題について審議に入り、国大協としては、能研テストについては、現に使用しているもの、使用しようとしているもの、検討中のもの、の3段階がある状態なので、「大蔵省においても、能研テストについて予算措置を講じて、追跡調査に協力するようにしてほしいとの態度をとるようにしては」との話し合いが行なわれた。

(午後1時再開)

委員長より、国大協としても、能研テストを利用することについての考えは十分あるが、大部分の大学は検討中であって、3ヵ年だけの予算措置では足りない。一般的には協力の線であるから、更に3ヵ年予算を得て、追跡調査を延長して検討してほしいので大蔵省の予算措置について、協力することにしようかの発言があった。

次に奥田調査課長より

能研調査に協力を得て、これを利用しようとする大学が増えた。来年度は利用大学が多くなろう。又本年度建築費として3,500万円の予算がついたので、国立教育研究所の敷地内に建築する運びとなり、更に来年度は設備費について予算を要求する予定となっているが、少なくとも総額において6~7,000万円位要求したいと考える。尚能研テストは受験料収入で90%の自給が可能の実情であるが、秋の受験生から受験料の値上げを考えているとの説明があった。又委員長から将来は特殊法人にして、完全な運営

が出来るように努力されたい。国大協としては、この種の他団体のための要望書を取り扱ったことはないが、総会でも能研について積極的に研究してほしいとの要望もあることだから能研から要望書を当局に提出する場合には、口頭で事情を説明する等、協力してもよいことに了承された。なお、松本能研事務局長より、持参の資料について説明があった。

次いで、山本大学課長補佐が出席、

委員長から、1. 2期校の問題は昭和32年頃議論され、国大協が決めるべきだとのことであったようである。当時の春山課長は、2度受験出来ることを眼目としたとのことだが、現在では予期しない色々な問題が生じた。国大協だけでも決め兼ねるので、文部省の考えも伺いたいとの発言があったが、文部省側から「文部省としても現在はまだ案がない。国大協で案を立てて貰ってそれによることにしたい意向であるように聞いている」旨が述べられ、次のような意見が開陳された。

- (1) 2回受験の機会を与えることがポイントで、それにはどうしたらよいか。昭和18年頃は1回が原則で1回で入学できない場合を考え第1, 第2志望をとった、それが24年頃から1. 2期の形になつて生まれたものである。その後若干は1期校に代ったようである。今これを1回にすると、社会的に混乱を起こすこととなる。
- (2) 2期校も、自分から好んでとるならよいが、今日では動かないものに格づけされていると考え、学生はコンプレックスを感じている。この考えをなくするためには希望により再編成することが考えられる。
- (3) 1期校には2期校の苦勞、悩みがわからない。この辺の事情を文部省にもわかって貰い

たい。

- (4) 欠席者が多くて入試の場所をつくる上にも困る。1期校になれば欠席者は減るであろう。
- (5) 大学の希望をとって仮に半々位になったとしても、1. 2期校に分ける以上は40%というような棄権の実情は残るのではなからうか。従って事務的な問題は解決しないのではないか。
- (6) 各大学の希望により1. 2期校を分けた場合一方的に片寄った場合にはどうするかが問題となろう、また、私立大学とも連関しているので、例えば国立が1回だけとなると私立大学は大歓迎し、合格者の発表を早めるようなことにもならないか。

以上をもって一応審議を打ち切り、委員長より、極めてデリケートな問題なので、更に来る9月22日(木)10時より第2常置委員会を開催して慎重に検討したい。目下のところこのような状態にあるので文部省でも検討されたい旨を述べ閉会した。 以上

(5) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和41年9月22日(木)10時

場 所 国立大学協会 会議室

出席者 長谷川委員長、

大政、谷川、小川、中村、続、佐藤
藤本、問田、福田各委員

三輪、藤田、実吉各オブザーバー

長谷川委員長主宰の下に開会。

本日は、特に1期校の方にもご出席を煩わすこととし、オブザーバーとして三輪教育大、藤田お茶の水大、実吉東京工業大の3学長のご出席を願った。午後1時よりILO関係の懇談会

があるので、時間の都合で本日結論を得られなければ、秋の総会までもう一度開くこととしたい旨の挨拶があった後、丁子主事より配付資料について説明（1～8）、続いて二宮主事前回（7月11日）の議事要録を朗読、6頁の8行目から10行目までを『「文部省としても現在はまだ案がない。国大協で案を立てて貰ってそれによることがとしたい意向であるように聞いている」旨が述べられ、委員側から次のような意見が開陳された。』と改正の上了承された。

委員長より、1期校より2期校へ変りたいとの希望は少ない。過去14年の間に1、2期校の数の間にアンバランスが生じたので、現状の分析と、アンケートの結果等からこの問題を何とか解決しなければならない状態になって来たと考えた旨が述べられた。続いて、丁子主事より学部数の分布状態や、地区別学部別学生入学定員調について配付の資料4、5により説明があり、委員からの次のような意見が開陳された。

- (1) 個人的には1、2期校のバランスを考えた方がよいと思うが、大学内で相談するとなると仲々簡単には行かないだろう。
- (2) 総会での議論から見れば、入試の問題から考える必要があろう、国立大学優先の感がある、虚心坦懐に検討したらどうかという印象を受けた。国立にのみ2回受験の機会を与える理由がわからないし今日では2回受験の趣旨が崩れたようである。
- (3) 入学受験生の40%の欠席率は大きい率だ、仲々やりにくいことと思う。
- (4) マスコミにも芳しからぬ報道が載せられ、受験生はひどいコンプレックスに陥り、合格しても入学しない例もある実情である。
- (5) 2回受験の機会を与える趣旨なら、同じ大学を2回受けさせる方が親切ではないか。

- (6) 2回受験の機会を与えることは結構ではあるが、入学定員が2倍になるわけでもないから無駄なことをやっているように思われる。
- (7) 高校のガイダンスが徹底しているので、1回にしても1カ所に集まるようなことはないと思う。
- (8) 1期校の近くにある2期校に1期校になって貰えないかという話もある。
- (9) 何年かの余裕を見て改めるようにすれば、全部を1回にしても混乱は起こるまい。
- (10) アンケートでは2回にする方がよいと表われている。
- (11) アンケートでは漠然と答えたのであって、高校のガイダンスを信頼して1回にしてもよいように思う。
- (12) 2回にする建て前を採るが、1、2期校の選択は各大学の自由としてはどうか。
- (13) 受験生が好む大学に集まって貰いたい、1、2期は各大学に選ばせる。その場合仮に、2期校が無くなったとしても仕方があるまい。
- (14) 入学後1年の在学中で他の大学に逃げて行かれるのは誠につらい。

委員長より、

- (1) 現在のような2期制の区分では困る、1、2期校を規制するのはよくない、各大学が自由にきめるという結論でよいか。
- (2) 方法をどうするか、秋の総会にかけてPRするか。
これに対して、
 - (1) アンバランスの実状を秋の総会に訴えPRしてから、方策を立てるようにしてはどうか。
 - (2) 昭和43年度の入試から何とか決めるようにしてほしい。それだと急いで実施案を考える必要がある。

- (3) 「42年は従来通りとし、43年から手なおしがある」等、何等かの案を示す必要がある。
- (4) この問題は、1期2期の制度は変えないで、各大学が自主的に決める、あとは文部省と折衝する。国大協としては、手を触れないでもよいのではあるまいか。また、国大協の押しつけで決定は出来ない。それで、国大協としては、各大学の自由にまかせてはどうかとの意見を出すようにしてはどうか。

委員長より、

43年度を目標にし、秋の総会に実状を報告して、意見を聞くこととしたい。と発言があり、各委員から

- 高等学校が混乱しないように2年前に文部省から各大学に連絡する必要がある。また、改める以上は少なくとも、5年間位は続けることが望ましい。

との意見が述べられた。

委員長より、これまでの経過を会長に報告して、相談することとしたいが、できれば11月の総会に説明する、その前日の28日(月)の理事会に説明する予定だが、会長の意見によっては、その前に臨時に理事会を開いてもらうこととしたい。以上で本件の審議を閉じ、次に「大学入試制度および方法の改善について」、統委員より、配布の印刷物によって説明された。

1. 入試制度および方法改善の基本条件(6)が特に重要であって、現在は高校卒業者の総ての者が、大学入学資格を持つこととなるが、高校卒業と大学受験資格とは分離することが必要である。

2. 入試制度および方法改善の方向

- (1) 大学入学資格を全大学共通の水準で決定すること。

- (2) 大学入学資格の決定が、学力のみによって行なわれることは正しくない。
- (3) 大学入学資格の判定は、高等学校その他の協働によって行なわれるべきである。
- (4) 大学入学資格を認められた者について、各大学々部はそれぞれの目的・性格に応じた独自の選考を行なうこと。
- (5) 入学者の選考は多面的な方法で行なわれなければならない。
- (6) 大学入学資格を取得した者の処遇について。

3. 現段階における具体的方策

- (1) 国立大学に入学者選抜を任務とする専任の教職員をおき、独自の部課とする。
- (2) 入学者選抜は定員の多少、志願者の多少にかかわらず、1次と2次の試験を行なう。
- (3) 1次は各大学個々に行なうのではなく、少なくとも数個の大学が協力して共通で行なうか、或は、専門の機関に依頼して行なう。
- (4) 2次は各大学または学部毎に行ない、1次とは、その内容、程度において重複しないようにする。
- (5) 2次の時期は、目的・性格の近い大学または、学部毎に話し合っ、概ね2期に分けて実施する。
- (6) 大学は、入学許可と卒業認定とを峻別すべきである。

これについて、

- 内申書は数の関係から2次試験にしか使用出来ない等の発言があり、委員長より、この問題は第2常置委員会として、今後長時間をかけて検討しなければならない。秋の総会にもPRし乍ら文部省と連

絡をとりながら採り上げて行きたいと思う。
お骨折りに感謝すると述べられた。

なお各委員から、

- (6)の問題は重要である、当委員会でもり上げてはどうか。
 - 内申書を活用したいが、信頼出来ないものがある。そのために余り採用試験の上からは重視していない。解決の一方策としては英国制度のように一括して扱い希望校へ配付する。(国大協のようなところで一括して扱う)
 - 7, 8割は妥当なものであって、信頼出来た。
 - 自分の方では信頼すべき内申書が圧倒的に多かった。信頼されるということになると無責任なものが出さなくなる。
 - 留年者には内申書の悪い者が多い(健康のこともあるが)試験の出来不出来に関係がない。
- 次に能研テストについて、
- 委員長より、このことについて、国大協としては協力的態度をとることとなっているが、特に披露するような資料がないと発言があり、次のような意見が述べられた。
- 私大では10数大学で使用している。
 - 各大学にプライドがあり、能研で作ったものは使用しないようである。
 - 能研のみでやっているような錯覚に陥っているのではないか。使い方について徹底させる必要があろう。
 - 大学側から能研に人を派遣して作らせるようにすればよいと思う。
 - 国大協が能研に問題を作らせればよい(米国に例がある)、数種作って選択にまかせる。
- 最後に委員長より、

この問題は3年や5年で解決しようとしても無理であって目下のところ国大協としては、可能な限度において協力する以外に仕方がないと思う、と結んで閉会した。

(6) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和41年9月20日(火)午後1時30分
場 所 国立大学協会 会議室
出席者 篠原委員長
大坪, 小塚(代理), 松平, 藤野, 三村, 赤木, 妻木, 加来各委員
望月, 柳各専門委員
兼重先生(国連日本代表委員)
岡野審議官, 吉川留学生課長
外1名

篠原委員長主宰の下に開会。

本日は(1)東南アジア各国との姉妹大学のことについて、(2)要望書について、(3)留学生問題について、(4)その他について審議を進めることとしたい。

1, 姉妹大学のことについて

最初に兼重先生より姉妹大学のことについてお話を伺うこととし、兼重先生の紹介があって同先生より国連の経済社会理事会に諮問委員会が置かれ、その委員18人の中の1人に選ばれたので、私としてはせめて日本の国内だけでも低開発国開発の問題について連絡をよくしたい、それには、学術会議や国大協にお願いしたいと考え、本日この機会を得ることとなった。会議は政治問題からは解放されているので第1回の報告は1964年に出しているが、低開発国の開発には1つの姉大学が1つの妹大学を育てる所謂姉妹大学制度が有効

ではないか、そこで日本は最早姉大学として与える側の国と見られているようだが、東南アジアの大学とこの姉妹大学の関係を結び、姉大学として指導育成に当たる。このことは、私立大学のみによってもおれないので、国立大学にもお願いしたいと考える。制度上の問題もあるが、是非ご検討いただきたい旨が述べられた。(45頁参照)

次いで、文部省との関係について岡野審議官より、アジア地域の大学に日本講座を置きたいとの要望に沿い、外務省から予算の要求が出され、既に昨年度から予算がついている。本年度は新たに、マラヤ、インドネシア、フィリピン、ホンコンの大学に日本講座を置き教授1名、助手2名の3人1組で、日本から派遣することになった。単に日本語の講義だけでなく日本文化についても講義をすることになっているが、熟達した教官を得るのが困難で、教官の選考は文部省一任となった。当該大学では単位として認めるもので、或る大学が或る大学の責任をもつ意味で姉妹大学の行きかたが良いのではないかと、そこで東大、京大、東京外大、慶応大、早大、基督教大等の方々と相談を進めている。早急に人選を進めて行きたいと思っているが、適材が得にくい事情にある。姉妹大学の中味をどのような形にするかが問題であるが、それよりも先ず姉妹大学の構想を考えねばと思っている。何よりも大学側に熱意がなければ旨く行かないと思う旨の説明があり、兼重先生より、色々方法があろうが、1例として、インドに私立大学が設けられたが、土地建物は寄附で、施設設備は米国の財団が、教官の世話はM. I. Tが当たり、カリフォルニア大学から行っている。建物の問題、経費の問題等色

々あるが、結局は教官の問題である。

日本は教育には熱心で、明治維新の際大学を作ったときにも外国から熱意ある立派な学者が来てくれて幸だったこと等について紹介したこともある。

低開発国の生活水準を上げるためには、工業化の促進の問題もあろうが、先ず人材の養生が第1で、それには教育が必要と思う。ところが外国語に堪能で2年間その土地で教育に打ち込んで指導に当たってもらい教官がいなくて困っている。具体的にはどうするか外国からの具体的な要請があるなら国際文化課あたりから披露したらどうか。そうでもしないと進めようがなからう。希望者が出るのを待つか、或は国大協から各大学に呼びかけることにするか。呼びかけても果たして適格な方が得られるかどうか。東南アジアに行く学者がいけないというのはどこに原因があるのであるか。まず、依頼する側に昔の日本のような熱意がない。従って行った者も熱が入らないことにもよろうし、気候が悪いことや、日本の学者にナショナリズムが強い等が原因ではないかと思われる。

以上、種々質疑応答ならびに意見が述べられたが委員長より、このことについては色々問題が多く、国大協としてはどの程度協力出来るか、各大学個々に研究するより外ないかも知れないが、日本学術振興会外国人奨励研究員制度(46頁参照)なども参考になろう。一応本日のお話を承っておき、今後前向きに考えることとしたい、なお総会にも報告したいと発言があり、了承した。

2. 要望書について

昨年(昭和40年)第5常置委員会として、大学間の協力等に関する要望書を提出したが、

その後具体的な問題や更に訂正すべき点等がないか、意見を伺い検討された。(イ)の併任および非常勤講師制度の活用は非常に大事なことであるが、そのための旅費の増額と宿泊施設の整備を是非とも実現してほしい。(ロ)の学会・研究集会等の出席旅費の増額については、実際問題として、旅費がなくて出張が出来ない、やむなく同窓会から応援してもらっている例もある。文部省からは増額の要求を出している。とのことだが、できる限り推進してもらおうようご尽力願いたい。

なお、旅費については、第6常置委員会の方からも提出することになっている。

次に国際交流の強化の方策としての客員教授等受け入れ制度の確立の問題は、制度的に決めない方が扱い易いと思うが、もう少し事例が出てから考えることとして、宿題にしたい。(ロ)の在外研究員制度の拡充は云うまでもないことであり、(ハ)の国際会議等研究交換1,000のための外国旅費の計上については、昨年万円が実現したことは有難いことで、今年も5,000万円が要求されていると聞かすが、是非実現するよう努力してほしい。国立大学の教官は海外の学会その他の研究集会にも出席出来るようにしてほしいが、外国人が来て行なう国内の小さなゼミナーなどに参加する旅費も考えてほしい。このことはよくお考えおき願って、次の会議の際に意見を出してほしい。

3, 留学生問題について

配付資料「別記」留学生受入れの基本理念の確立(1)―(6)について文部省留学生課長より、まだ結論には到達していないが、第2回の研究協議会で検討したものである。

文部省では現在2つにわけて考えている。

出来れば大学卒を研究留学生として大幅に増員したい。また、優秀な留学生なら何人位受け入れることが出来るか各大学において算定して貰いたいと考えている。選考については現地試験を厳にするため、合同委員会を作って選考する方針である。学部留学生の派遣漸減の状況に鑑み、留学生の受入れについて学部留学生の受入れをどうするかについてはまだ固まっていない。東南アジア諸国等におけるわが国からの帰国留学生のデグリーを正當に認められるようにしてほしい。日本では甘く卒業させるのではないかと見られ、結果として日本にとってマイナスとなるおそれがあるので、各大学においては厳しく指導して欲しい。また、日本の大学の実状を知らないののでこの点については各大学で自分の大学の紹介に努めて貰いたい。など文部省の考え方の大略について説明があった。

次に岡野審議官より、東南アジアに行き研究しようとする日本人(在留2年間、月9万円支給)12人の計画があることが紹介された。またドクターコースを出た者の外国人留学者数が現在10数名だけであるとの実情の説明があり、国大協としてもかかる者の増員の要望についてバックアップされるようとの希望が出され、このことについてもすべて要望に加えることとされた。

4, 海外へ国立大学を紹介することについて

鶴田 事務局長より今回雑誌「アジアシーン」が「日本の国立大学特集号」を発売して国立大学の紹介をする計画について報告し、了承された。

委員長より、以上の諸問題については、少しでも前向きに進めるようにして行きたい。要望書について文章その他を考えて次の要望書に盛

り込むことにしたい旨を諮られ、これを了承して閉会した。

(7) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和41年9月21日(水)10時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 増田委員長

山極, 柳瀬, 海後, 伊藤代理覆本,

三輪, 山岡, 赤堀, 各委員

鶴田, 上山, 錦織, 各専門委員

井内会計課長

増田委員長主宰の下に開会。

始めに、東京工業大学大山学長の退学に伴う委員の更迭について次のおり紹介があった。

旧 大 山 義 年

新 実 吉 純 一

1 昭和42年度予算に関する要望について

委員長より、国立大学協会として、昭和42年度の予算要求に関する要望書を提出することについては前回の総会において趣旨を説明して承認を得たので、専門委員において、8月末より9月にかけて数回にわたり検討を重ねて文案を練り、お手許に配付の要望書(会報34号39頁参照)を作成した。昨年までは簡単な要望書であったが、今回は文部省とも打合わせをし、また、具体的な問題も取り上げたので少々長文のものとなった。要望事項は外にもあろうが、昭和42年度において特に強く要望する項目はこの程度で、一応バランスのとれたものであると思っている。との説明があって、鶴田事務局長これを朗読の上その内容について特に教養課程について配慮したこと、学生経費の増額及びこれと関連して、学生厚生・補導経費について思いきって

配慮を要望したこと、なお要求の順序については前年度は国立学校施設の整備充実を第一にしたが今回は最終の項に入れた。また教官研究費については、従来非実験であったものを実験講座として積算方を要求しているなど、全項にわたり立案の趣旨、重点のおきどころと内容について詳細な説明があり、質疑応答の後原文のまま承認された。

次に文部省井内会計課長より昭和42年度の予算要求について、一応大蔵省に対し、説明を終わり、明日文部事務次官より大蔵省主計局長に総括説明を行なうこととなっている旨報告の後要求の概要について、次のような説明があった。

国立学校特別会計設定の趣旨に基づき大巾な増額を要求することとした、即ち42年度は文部省関係予算694億の増額を要求し、そのうち一般会計から650億、差引き44億が特別会計の伸びとなっている。

これを事項別に見ると、

- (1) 教官当積算校費及び教官研究旅費の増額については教官当積算校費を原則として2割増を要求し、教官研究旅費は8億(標準予算)プラス4億2,000万円の要求をし、
- (2) 学生当積算校費については44億円プラス29億円の要求(学部3割、大学院10割増)をした。
- (3) 厚生補導経費については、学生経費と別立にして4億1,300万円プラス5億3,100万円の要求をした。
- (4) 研究・教育設備の整備充実については、それぞれ次のおりの額を要求している。

理工系学部の施設設備の充実	22億円
設備更新費	24億円
教養課程の設備	5億5,700万円

大学院関係	14億円
指定図書購入費	2億4,000万円
特別図書購入費	1億5,000万円
病院関係	43億円(医療用設備を含む)
研究所設備	34億円

(5) 国立文教施設の整備充実費は613億円(各所修繕を含む)を要求している。

なお、授業料値上げの問題は文教政策をどうするか政治問題であって、本格的に取り組む時期がむずかしく、文部省としては、値上げについては極めて消極的である旨大蔵省に答えている旨が述べられ、関連してこれについて、各委員から建て前論、スライド論、単純論、私立大学との関係など種々意見の交換が行なわれた。

最後に委員長より、以上学生経費、厚生補導費、設備充実費、教養課程経費、大学院経費、施設整備費等くわしく伺ったが、何れも重要であり、是非ともこれが実現方について努力願いたい旨が要望された。

なお、ご承認を得た要望書は、本日午後大河内会長、赤堀委員と同道して大蔵省、文部省の関係方面に提出することにした旨を述べ閉会された。

(8) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和41年10月18日(火)午後2時

場所 国立大学協会 会議室

出席者 高坂委員長

金倉、伊藤、酒井教育学部長(二方代理)、垣下、山本図書館長(小木曾代理)、武居、稻荷山各委員

高坂委員長主宰の下に開会。

秋田大学伊藤学長の紹介があつて、本日は、

(1)要望書作成について、(2)I・L・O関係(管理職)について、審議を進めることとして議事に入る。

1. 要望書作成について

本委員会としての要望書の提出については、第37回総会において、趣旨を説明して了承されたので、要望書を作成し去る8月26日の理事会にはかかったところ、学生定員の増減の点について一、二の学長から質疑が出たので、このことについて、文部省に当たって調べた結果、通算すれば増となっているが、減の方が意外に多く、従つてこの案文のまま提出するのは妥当を欠くと思われるので、別紙のとおり修正することとしたが、趣旨が多少変つたので委員長の一存にも行かないから、本日おはかりをする次第である旨の説明があり、先づ二宮主事がさきに提案した要望書を朗読し、続いて委員長より、この朗読の案の2頁1行目及び6行目に追加挿入の案文として「また学生定員の削減が行なわれた大学・学部も決して少なくないが、必ずしも現場の実情に適切であったかどうかは検討の余地があると思われる。」及び「とともに、今後学生定員の調整にあたっては、慎重な考慮を加えられる」を示され、検討の結果一部修正加筆(会報34号43頁参照)の上承認された。なお本文の修正に伴い、標題に「および学生定員」を加記することとした。

なお鶴田局長より提出の時期についても前総会では委員会に任されており、時期的に今出さないと機を逸すおそれもあるので、総会には報告することとして進められてはとの発言があり、来る10月21日に高坂委員長並びに増田第6常置委員長がそれぞれ関係方面に出向き要望書を提出することとされた。

2. I・L・O関係(管理職)について

目下それぞれの地区において相談されておられると思うが、11月5日(土)の理事会にそれぞれ結果をもちよってまとめられればとの会長の意向である。教員養成系の大学・学部は大体似たような管理体制をもっていると思うので、情報や意見の交換を願ったらと思う旨述べられ、事務局長より別紙配布の「国立大学における管理職の範囲について」について詳細説明があり、話し合いが行なわれた。

委員長より、単科大学は色々事情が違いうし、各大学間に食い違いがあってもどうかと考えられるので、一致した線でも出れば幸と思うが、色々慣例もあり各大学のお考えを参考に伺うこととしたいと提言があり、各大学それぞれの意向について披露がなされた。問題は、大体において指定職は問題ないとして、教授会のメンバー中管理職的な実態をもつもの(学科主任、代議員、協議員、人事委員等)の範囲を、どこらに一線を引くかの点にあるようであり、なかなか一様には行かないと思われるが、代議員会、評議員会の組織のあるところとその他の大学の二種類に大別されると思われ、また、代議員会、評議員会のあるところはこれをもってするのが無難のようにも思う、なお慎重に考えることとしたいと思う旨が述べられた。

3. その他

- (1) 「学生問題に関する所見(案)」の取り扱いの変更について事務局長より前回第37回総会より現在にいたるまでの経過とその内容について説明された。
- (2) 国立大学を海外に紹介することについて局長より、日本工業新聞社発行の「アジア

アシーン」誌上に国立大学の紹介を掲載することについて、報告し協力を求められた。

(9) 学生問題特別委員会(理事会と合同) 議事要録

日 時 昭和41年8月26日(金)10時

場 所 学士会本館

出席者 大河内会長、奥田、杉野目両副会長
佐藤、本川、長谷川、実吉、三輪、
増田、石橋、渡辺、篠原、八木、稻
荷山、久保、赤木、前川各理事、松
平監事高坂第7常置委員長、篠崎、
横田(東京商船)、養田(横田委員
代理)、滝川、金子、斎藤、三浦、
市川、田中各委員
遠藤、大島各専門委員

理事会を閉じ、続いて学生問題特別委員会との合同会議に入った。

1. 学生問題に関する所見案の取扱方について

会長より、さきの総会での審議に基づいて学生問題特別委員会で作成した修正策を委員長名で各学長個人宛に送り、その案を正式に各大学の検討案としてよいか否かについて、各学長の個人的意見を求めた結果は、74大学の中賛成が59大学、なお検討されたいが14大学、保留1大学であり、少数大学ではあるが、その意見によって手なおしをする必要もあろうかと考える。そこで今後の取扱いと同時に内容についても具体的に検討願いたい。所見案の処理の仕方については理事会に諮って行なうこととなっているので、理事会と合同で協議願うこととした旨述べられ、まず全体についての経過について杉野目委員長よ

り、学生問題特別委員会においては、第37回総会の議決に基づき、7月5日に特別委員会7月30、31の両日に小委員会を開いて修正案を作成し、8月1日に特別委員会を開催してその修正案を審議し、その意見に基づいて翌2日に小委員会を開催して更に修正を行なう等再三にわたり修正を加えて最終的な修正案を作成し、これを8月10日に、各学長個人宛にお送りしてご意見をうかがい、その結果は先ほどの会長よりの報告とおりであります。よってこの問題を今後どのように進めるか、その進め方については総会の議決に基づいて作業を進めるか、あるいは手なおしをするかご意見をうかがわねばなるまいかと思う旨が述べられました。

次いで、会長より今後の取扱いについては、学長の回答意見に基づいてある程度手なおしをするかどうか、手なおしをすればその手なおしをした最終案はどういう手続きをとるか、もう一度学長に最終案を送って意見を聞くことにするか、その必要はないので報告をかねて送るとするか或は総会を開いて諮ることとするか、そのいずれにするかを諮られ、まず、所見(案)の内容の主要な修正点について検討を行ない、次のような種々の意見が述べられました。

○ 本件は、管理運営に関する意見の場合と同様に取り扱うこととなっているようだが、内容的にはあらゆる点について配慮されており賛成であり、謝意を表すが、かかる問題は学長の心がまえであり、これを学内での審議に付すべきものかどうか、審議に付すとなると却って紛議を巻き起こすおそれがある。抽象論を検討することよりも具体的な処理について検討することが先

決である。多数の大学では賛成であるとしても、協力はするが正式に学内の審議に付することは賛成できない、発表することには賛成だが必ず審議するというところにあることには反対である。

○ 10数大学から出ている意見を採り入れ修正して各大学に送る方法もあり、また、協会としてではなく、特別委員会の名義で公表する方法もある。

○ 第37回総会の際の会長談話において学生問題については、当協会としても別途に検討していると表明しており、世間でも期待を持っていると思われるので、有耶無耶にするわけにはいかないと思う。

○ 本日の会議において示された問題点の修正でよいとのご意見であればそれでも結構だが、趣旨に沿えないようなことが無いかを考慮して慎重を期し、正確な意見をうかがう意味から文書を以て改めて意見を伺うこととしたらどうか、との提案があり、問題点は出つくしているようであり、文書で意見を聞くとなると却ってどうか、小委員会におまかせ願って、出された修正意見に基づいて修正することとしてはどうか。難しい点はフィロソフィーと具体性との調和をどの点まで表現するかであると思う。

結局、修正については、これまでに出示された意見に基づいて特別委員会にその提案を一任することとし、これを了承した。

次に所見(案)の今後の取扱いについて審議に入り

○ 抽象的なことを並べても効果はない、具体的な処置は別の問題であって、一般論として相当な波乱を起こすような心配のあるものを各大学に流すのは賢明な方法とは思

われず、到底大学に持ち帰ることはできない。

○ 所見（案）の扱いは学長に任さるべきであると思うが、その前に国立大学協会として出すか、特別委員会として出すかが問題であろう。

○ 扱いは各大学の判断にまかせるのがよい。

会長より、この問題の取扱方が前回総会の了解と違うこととなると、本来なら総会を開く必要があるが、その時が得られないので、理事会と学生問題特別委員会との合同会議で検討した結果、変更となった次第を文書で爾前に了解を得ておかななくてはならないと思う。また今後の進め方等についても、十分検討の上方針を決めたい旨を述べられ、更にご意見に基づいて小委員会において案文の整理をしてなるべく早く学長に送り、11月の総会で意見を聞くことにしてはどうかと考える旨が述べられた。

以上により、杉野目委員長より

(1) 所見案の内容については、本日の各学長の意見を出来るだけ採り入れるよう努力することとして、その修正は特別委員会におまかせ願うこと。

(2) この所見案の取扱方については、それぞれの大学の事情によりそれぞれ学長の考えにより取扱うこととする。

以上でよろしいかが質され、これを承認した。

次に、鶴田局長より、以上所見の取扱いについての第37回総会での申し合わせ事項が、本日の合同会議で変更になったことを各大学長に通知し了承を得るよう早速手続きしたいが、文の表現上微妙な点もあるので、その文案につい

て一応お考えを承っておきたい旨の発言があり、学生問題に関する所見（案）の審議方針についての文案について検討が行なわれた。

(10) 学生問題特別委員会議事要録

日 時 昭和41年9月29日（木）12時

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 杉野目委員長

大河内、奥田、篠崎代谷口、高坂、
近藤、三輪、横田、増田、横田代養
田、滝川、金子、田中各委員
遠藤、庄司、長谷川各専門委員

杉野目委員長主宰の下に開会

「学生問題に関する所見（案）」の作成について専門委員各位には非常なお世話になったことを感謝する。さて、本日は所見の取扱いについてお諮りしたいが、総会においては国大協の名で発表することとなっていたが、その後各大学の学生問題の実情やご意見などを考え色々と検討の結果、これを修正して特別委員会名ですることとしたいとの意見が出された。特別委員会の所見としても、その効果や重みには影響はないと思われるので、本日このことにご賛同を戴ければ秋の総会に経過と実情を説明して了承を得たいと思うが、如何かと諮られた。

大河内会長より、去る8月26日の理事会・学生問題特別委員会合同会議の際、色々な意見が述べられ、前の大学の管理運営に関する意見の時のような積み上げの方式は適当でないと考えた大学もあり、一本の方式でやることは困難だと感じたが結局その取り扱いについては、学長のお考えにより処置することに変更した次第であるが、その際にも発表については、国立大学協会よりも学生問題特別委員会名にしたい旨の

意見があった。

そもそも、この問題は第37回総会では各大学の正式の意見を聴き次の総会で決めることに決定されたものであるが、上述のような情勢から委員会名としてやる方が取り扱いもし易いように思われる。建て前も大学の管理運営に関する意見の場合とは多少違い、審議の進み具合にも関係があると考えて委員長の提案に従いたいと思う。と述べられ各委員等から種々意見の開陳があった。

国大協としての足並みを揃えることで色々な意見も出たわけであって、筋はとおらないかも知れないが委員会名とした方が弾力性があるよとの感覚を持っている。大学の管理運営の時のように、各大学の意見を求める方式をとるとすれば今後更に一年もかかることになる。国大協名よりも委員会名の方が理論的には多少まずくとも弾力性があると思う、国大協一本で出すのは最終的なものでなければならないが、委員会名だと最終的なものでなく、まだ先があるとの感があって扱い易いと思う。合同会議で、各学長はそれぞれの大学の事情によって自由に扱ってよいとなっていたことには変更はない、総会で国大協名で発表することになってきたものであるから委員会名に変えるなら理事会か総会にかけなければならない。

ここで委員長より、何れの名義を採るにしても改めて理事会を開催してもらって、正式に固めていきたいとの発言があった。了承された。

「学生問題に関する所見」の作案及び

審議の経過

昭和41・10・6

- (注)本文中 1) 特別委員会・小委員会・専門委員会はいずれも学生問題の委員会をいう。
2) 「所見」は「学生問題に関する所見」をいう。

年月日	委員会名	要 旨
41・3・10	第3常置委員会拡大委員会 (仮称)	1) 第3常置委員会委員と大学運営協議会委員の会長・両副会長・増田、高坂両委員をもって構成。 2) 委員長に杉野目副会長を選任する。 3) 小委員(会長・副会長・高坂、増田、三輪、三浦各委員)を選任し、専門委員は第3常置委員会の専門委員のほか新たに大島、小林、遠藤専門委員を選任する。 4) この委員会を「学生補導に関する委員会」と仮称することとする。 5) この委員会においては各大学における問題点を検討し、「学生問題に関する所見」を作案することを決定する。
3・24	小委員会	各大学における問題点を検討するとともに、「所見」の「案文構成の柱」について協議し、これを決定する。
4・4	専門委員会	「所見」の「案文構成の柱」について具体的記述の内容を協議する。
4・14	学生補導に関する委員会 (仮称)	1) この委員会を学生問題特別委員会とすることに内定する。 2) 「所見」の作案と日程について協議し、専門委員に原案の作案を依頼する。
4・14	理 事 会	学生補導に関する委員会(仮称)を学生問題特別委員会とすることに決定する。
5・29	小委員会	専門委員作案の「所見」案を

		検討修正し、小委員会案を作成する。
5・30	小委員会	同上
5・31	小委員会	同上
6・8	特別委員会	小委員会案を検討修正し、特別委員会案を作成する。
6・20	理事会	特別委員会の「所見」案を第37回総会に提案することを承認する。
6・23	第37回総会	特別委員会の「所見」案について協議の結果更に特別委員会において再検討することに決定する。
7・5	特別委員会	第37回総会提案の「所見」案を再検討して、修正点について協議する。
7・30	小委員会	第37回総会提案の「所見」案の修正案を作成する。
7・31	小委員会	同上
8・1	特別委員会	小委員会の修正案を検討修正し、字句その他の修正を小委員会に一任する。
8・2	小委員会	1) 特別委員会において修正委任された点を修正し、特別委員会の決定案を作成する。 2) 8月10日に、特別委員会の決定案につき大学長個人の意見を聴く。
8・26	理事会・特別委員会	1) 大学長個人の意見により、再度修正点について協議し、字句その他の修正については小委員会に一任する。 2) 各大学における「所見」案の審議方法は、各大学長の判断に依ることとし、これら取扱いの変更については各学長に文書をもって了承を得ることに決定。
8・31	小委員会	8月26日の特別委員会において修正を一任された点を修正し、特別委員会の最終案を作成する。
9・29	特別委員会	1) 小委員会修正の最終案及び「所見」案の提案要旨(各学長の参考資料)を確認する。 2) 「所見」案の発表を学生

10・6	理事会	問題特別委員会名とすることについて意見の一致を見る。 1) 「所見」案の発表を学生問題特別委員会名とすることとし、総会の了承を得ることに決定。 2) 本理事会後直ちに「所見」案(9月29日の特別委員会において確認された最終案)を各大学長に送付するとともに、上記の理事会の意向を伝える。
------	-----	--

学生問題に関する所見(案)の提案要旨

41年11月

国立大学協会学生問題特別委員会

本委員会において、この所見(案)を起草するにあたり、これを誰にあてて、何をどのように説くべきか、ということについて検討した。その結果この所見においては、学生問題を単に表面的に学生の一部の運動家たちのそれとして取り上げるべきではなく、むしろ個々の現象の底にあるものをとらえ、社会の全般につながる問題を出すことが肝要であるという結論に達した。したがって、学生問題に対処していく大学人としての在り方も単に個々の大学内部の扱いの問題だけでなく、さらに広い視野に立って述べるべきであるというのが、委員会の一致した意見であった。

また、対象としては第1次的には学長をはじめ研究・教育にたずさわっているすべての大学人が主体となることはもちろんであるが、同時にまた、学生にも読まれるような内容であることを期待し、さらに進んで、それは大学人および学生がこの所見を通じて、健全な学生の自治活動を育成・展開してゆくための要件を述べるだけでなく、大学外部の諸問題、とりわけ大学

運営に直接間接に深い関係を持つ、文部省・警察関係その他の国家機関および政党などの政治的・社会的諸勢力においても考えてもらわなければならない問題を指摘する必要があるのみならず、日本社会全体のなかにおいても広い目でこれが読まれ、健全な学生自治を育てていくような国民の協力を必要とすることにまで触れるべきであるということに意見が一致した。したがって、この所見(案)は学生自治の在り方とか大学自治と教育というような直接当面する問題のみでなく、行政の問題とか大学と社会とかといったかなり大きなテーマにも触れている。

いうまでもなく、こういう縮約された小さな冊子の中でこのような大きな問題の全般に触れるということは不可能であるが、本委員会の一一致した意見として、ぜひともこれだけは述べる必要があるという基本的な問題は一応抽出して述べることにした。

以下その内容について作案の主旨を述べることにする。

ま え が き

今日、展開されている学生問題は個々の大学によって条件も事情も違っているが、その底流においては一連の類似した傾向がみられるのではないかということ、学生運動が大学自治をも動揺させるような深刻な問題として受けとられている面もあるということ、こういう事実を踏まえて、健全な大学自治の確立のために、大学人はじめ一般の人々も、何を考え、何を認識し、何を行なうべきか、という問題を発端に述べ、それにしたがって問題を4つの柱に大別して、考察することとした。

1. 学生自治の在り方

(1) 学生自治の本質

学生自治の在り方は、言うまでもなく大

学が学生運動をどのように扱い、どのようにそれに当面していくかにあたって、最初に問題になることがらである。学生自治が研究・教育機関としての大学の本質に照らして、いかに位置づけられるべきかという根本的問題を始めに大きくとらえたのが、この第1節の眼目になっている。

学生はしばしば、学生の自治はあたかも「天賦の人権」のような先験的な権利であるかのように主張しているが、そのような主張が認められるわけではないという、基本的な論点をここで述べることにした。

(2) 自治会等の運営

ここで学生自治会若しくはこれに類する組織の運営を取り上げたのは、従来大学がその健全な活動を期待してきた学生自治の組織が、現状ではとすれば不健全なものになっているという意見に基づいて、若干の問題を指摘することとした。また、学生自治の本質と関連して、学生にも読んでもらい、反省してもらいたいということを念頭において、それらの問題のうち、一般の学生大衆が無関心のために、学生自治会等が一部少数の人々によってほしのままに運営されているのではないかという基本的な問題を提起し、これについて述べることにした。

2. 大学自治と教育

(1) 大学および教官の姿勢

大学あるいは大学人としてどのような基本的態度をもって、学生問題にとりくまなければならないかということに関して、今日特に重要な問題は学園内部において欠けている精神的な交流の回復にあるということ、さらにそれと関連して、教官が研究

と教育に打ち込んで、学生の信頼を得るといことが、何よりも基本的な前提となっていること、すなわち、教官の日常における姿勢こそが、学生の在り方に密接に関係しているのであって、この前提条件なしに学生をうんぬんすることは出来ないという、大学人側の基本的な原則をここに述べさらに学長を始めとする教官の側で、姿勢を正すべき要件がこの点にあることを述べた。

(2) 物的施設からみた問題点

現在学園における研究・教育施設はもちろん学生の課外活動や福利厚生のための施設がきわめて不十分であって、物的施設の拡充が学園生活の確立のために重要な前提になっているということをここで指摘した。

また、上で指摘したことは、後でふれる大学行政にも直接関係してくるが、単に文部省で考えてもらうというだけではなく、広く社会一般の人々に対してもアピールすることになるという含みでもある。

3. 大学行政の問題

(1) 大学施設の管理と学生自治

現在学生の自治に関する要求が学寮等の管理運営の問題に焦点をあてているという実状にかんがみ、まず管理運営の本筋を学生に示すことが何よりも重要であろうと考えられたので、その原則を説き示すこととした。また、先に天賦人權説にも似た学生自治の絶対的主張に対し、その一般的な位置づけをしたが、かさねて大学施設の管理の面から、その限界をはっきりさせる必要があるということで、学長を中心とした管理の筋道を通すことの重要性について述べ

ることとした。

さらにまた、学寮等がルーズな管理状態のままに放置されたり、学生が無制約に学生自治を主張し管理権を求めるならば、それは学園全体の秩序を破壊することにもなり、対外的にも大学自らが自らの自治を主張することもできないことになる。ここではこういった点についてもかなり積極的に説くこととした。

(2) 教育行政上の問題

現在の学生運動が、全く学生の観念的イデオロギーからのみではなく、他面においては、大管法の問題などとからんで、文部省の画一的な権力統制が強化されつつあるという強い疑念とも深くつながっているのが実状である。したがってここでは、特にこれらの問題に対する文部行政の在り方について意見と要望を提起した。例えば、学生から見て権力的統制と見られるような管理方式を一律に強行しようとするならば、大学内部において学生運動を処理することもきわめて困難になるので、行政にたずさわる側においてもこの点を十分認識されなければならないことを強調した。

さらにこれと関連して、最近の学生運動を見るに、大学の内部組織である学生部を文部当局の出先機関であるとしてこれを敵視する傾向がある点を指摘し、大学もまた学生に対し学生部の性格を正しく理解させるよう配慮すべきであることを附言した。

教育行政上の問題はここに述べたほか、非常に難しい問題をはらんでいるが、学生運動に関して指摘されるべき点だけをとりあげ、またそれとの関連において、大学内における自主的な管理方式の在り方をここ

で示すこととした。

4. 大学と社会

(1) 大学の規律と警察

このテーマそのものは、非常に広汎であって、その全般について触れることはもちろん不可能である。ここでは、もっぱら学生運動にしばって反省されなければならない点、認識されなければならない問題点に限定することとした。

また、特に警察という一つの節を設けたのはそれだけの理由があると考えられたからである。大学はいうまでもなく、治外法権を持っているわけではない。したがって、警察が、犯人を追跡して学園に入るといようなことは日常生活において当然のことといわなければならないが、従来ややもすればこれに関連して不幸な事態を招いた例も少なくなかった。ここでは、このことについての論理を述べるとともに、他方警察が、大学構内で政治的な情報活動を行なうことによって大学ひいては学問の自由が脅かされ、同時に、こうした問題が起きるたびに学生が必要以上に激し、これが契機となって警察対大学の間に不幸な衝突を生じることもあり得る。したがって、このような事態が生じないためには、警察側において大学自治を重んじる慣行を確立しておくことが必要であり、従来歴史的にはこの慣行が認められ形成されているが、ここで改めて大学と警察との慣行を確認し、徒に大学内に不必要に立ち入ることは避けるべきであるというプリンシプルを、大学側の意見として提起することとした。また、大学の秩序が暴力的に乱された場合、警察力を要請せざるをえないといった不幸な事態も

生じうるが、そういう事態をさけるためにも学園内には特に理性的な判断が必要だという点について強調した。

(2) 大学と一般社会

最近の学生運動が自らの権利の一方的な要求と主張に急のあまり、他の者の権利を認めず、相手方の説明には耳をかさないという態度が見られるが、その底には、一般社会との関係で考えるべきいくつかの問題がある。それは家庭を含む社会全体の問題であり、教育体系全体の課題ともなってくることである。しかし、これらについて指摘することは、学園内部で措置出来ない問題について、その責任を社会一般に押しつけるのではなく、一般の人々に問題の本質的な在りかをよく認識してもらうことが、必要であるという含みから述べたものである。

さいごに、最近の学生運動がややもすれば、外部の政治的・社会的諸勢力と連繋して大学内部に政治的紛争や党派的イデオロギーをもち込み、大学の自治をおさえ、脅かすような傾向が見受けられるので、この点について学生として守るべき自律的な限界の設定について、学生及び社会的諸勢力の指導者の協力を強く要望することとした。

む す び

むすびとしては、各章節の論点を要約して述べたほか、特に学長をはじめ教官の心がまえについて述べた。個々の教官は研究と教育に打ち込むだけでなく、大学正規の機関において民主的に討議決定された事項については、全教官が一致してその実行に努力すべきであるということとは、大学管理運営の本旨からいって当然の責

務である。しかるに、時として、一部教官の非協力により問題の解決が遷延し、あるいは事態を紛糾させるおそれもなしとしない。このような点を考慮して、大学人としての姿勢について、反省が加えられるべきであることを強調した。

また、このことと関連して、各大学内の個々の教官、個々の学部だけでなく、各大学が自主的に協力をしていくという態勢が必要であるという主旨をここで述べることとした。

最後に、ふたたび、学生に向かって明るい大学をつくるために、また創造的な作業のために何が必要かということ述べて重ねて訴えた。

以上

2. 諸 会 合

(昭和41年7月～10月)

月 日 (曜)(時刻)	会 議 名
7. 4 (月) 17	大学運営協議会懇談会
" 11 (月) 10	第2常置委員会
" 12 (火) 10	特別会計制度協議会小委員会
" 21 (木) 13	第1常置委員会
8.26 (金) 10	理事会
" 27 (土) 10	第2回幹事会
" 30 (火) 10	第6常置委員会専門委員会
9. 6 (火) 10	第6常置委員会専門委員会
" 13 (火) 13.30	第6常置委員会専門委員会
" 20 (火) 13.30	第5常置委員会
" 21 (水) 10	第6常置委員会
" 22 (木) 10	第2常置委員会
" 22 (木) 13	学長有志懇談会
" 22 (木) 18	文部大臣との懇談会
10. 6 (木) 13	理事会
10.18 (火) 14	第7常置委員会

B 要 望 書

国立大学協会第37回総会(昭和41年6月22日、23日開催)において趣旨採択の次の要望書を下記のとおり夫々提出した。

- A 大学保健管理の改善整備について
- B 昭和42年度予算に関する要望について
- C 教育系の大学・学部の整備充実および学生定員について

提 出 先	要 望 書 種 別
文部大臣 有 田 喜 一	ABC
政務次官 谷 川 和 穂	ABC
事務次官 福 田 繁	ABC
大学学術局長 天 城 勲	ABC
管理局長 官 地 茂	ABC
官 房 長 岩 間 英 太 郎	ABC
大蔵大臣 福 田 赳 夫	ABC
政務次官 小 沢 辰 男	ABC
政務次官 亀 井 光	AB
政務次官 丸 茂 重 貞	C
事務次官 佐 藤 一 郎	ABC
主計局長 谷 村 裕	ABC
主計局次長 岩 尾 一	ABC
主 計 官 小 幡 琢 也	ABC

(注) 会報33号で報告した「欠員不補充について」の要望書は、8月27日、副会長、第6常置委員長および第6常置の実吉、前川両委員が関係方面に持参し要望した。

A 大学保健管理の改善整備について

国立大学協会は、昭和41年6月23日第37回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき次の事項の実現方について要望します。

昭和41年8月30日

国立大学協会会長 大河内一男
記

大学保健管理の改善整備について

学生の教育に責任を負う大学にとって、大学保健管理の充実強化は当面する緊急の課題であり、昭和37年6月22日第24回総会の決議以来、大学保健管理体制の改善整備についてくりかえし要望してきたところであるが、幸い十分なご理解とご協力とをえて、昭和41年度から4大学について保健管理センターの開設をみたことは、当事者とし喜びに堪えないとともに厚く謝意を表する次第である。

本協会第4常置委員会では、設置をみた4大学における保健管理事業の成績を資料にして、本事業のよりよい推進向上に関し鋭意検討中であるが今回の措置により、大学保健管理改善の前途は期してまつべきものがあると思われ、かつ、各大学における機運も著しくたかまっているので、この機を逸せず、ひきつづいてこの施設の全大学設置について、より一層の推進をはかられるよう重ねて強く要望する次第である。

なお、健康診断、各種検査等、保健管理の内容水準の向上も著しいものがあるので、これらに要する経常的経費の増額充実についてもあわ

せて格段の考慮を払われたい。

B 昭和42年度予算に関する要望について

国立大学協会は、国立学校予算の当面する諸問題のうち、国立大学全般にわたり昭和42年度において最も重点とすべき事項について検討した結果、特に、次の諸点を緊急かつ重要と認めここに別紙の要望書を提出いたします。

つきましては、右の要望に対し特別の措置が講ぜられこれが実現されるよう格段のご配慮をお願いいたします。

- 1 教官当積算校費及び教官研究旅費の増額について
- 2 学生当積算校費の増額について
- 3 研究・教育設備の整備充実について
- 4 国立学校施設の整備充実について

昭和41年9月21日

国立大学協会

会長 大河内一男

- 1 教官当積算校費及び教官研究旅費の増額について

(1) 教官当積算校費について

その国の科学技術の振興及び文化・産業・経済の発展にとって重要なことは、研究と教育の力、特に、大学における研究と教育が主たる要因となっていることは過去の歴史をみても明らかなることである。しかも、世界の先進諸国においては、研究・教育に対する投資はいわゆる生産的投資として、この面におしみなく予算を投じ、その額は逐年著しい増加を示して居り、研究教育費の予算上占める比率はわが国のそれとは、まったく比較にならないものがある。

したがって、世界の先進諸国に伍しこれ

に立遅れないためには、今後さらに研究・教育予算の画期的増額をはかり、予算上占める比率についても先進諸国と比肩し得るよう緊急に方策を講ずる必要がある。このことはまた、予てより当協会の主張し、要望してきたところであるが、最近科学技術会議が「科学技術振興の総合的基本方策に関する意見」において、わが国における研究投資額を国民所得の2.5%とすべきである旨を強調しているのもこの趣旨にほかならない。

しかるに、わが国における国立大学の研究・教育を推進するための唯一の経費である教官当積算校費いわゆる教官研究費の実状を見るに、過去数年来毎年僅かに10億円程度の増額にとどまり、この間の物価上昇率を考慮すれば実質上の増額はまことに微々たるものであって、戦前相当額に達するにさえいまだ程遠いものがある。しかも、近年学問の進歩に伴って研究分野が細分化・専門化されるに従い、研究活動の多角化と特殊研究機器の整備等のため多額の経費を要する結果となり、さらに予算の不足に拍車をかけられている状態である。

さらにまた、現在教官当積算校費の予算は、研究・教育の態様により実験と非実験に大別されているが、これらが区分された時期と現在とでは研究・教育の手段も著しく変化し、現在非実験として扱われているもののうち、特に社会学・統計学・地理学・歴史学・考古学・人類学・農業経営学・学校保健・美学美術・絵画彫塑・声楽作曲等の如きは、その実態から見て、実験扱いのものと同程度の経費を必要とし、現在両者の区分に相当の混淆をきたし

ているので、これが是正について緊急に措置を講ずる必要がある。

よって、昭和42年度予算においては、教官当積算校費について右の趣旨を十分に配慮され、その額において少なくとも50億円を増額するとともに、実験・非実験の区分を実態に即し、是正されるようここに強く要望する。

(2) 教官研究旅費について

教官研究旅費は、大学における研究・教育のための経費として、教官当積算校費と密接不可分の関係にあり、用途の面から見れば、寧ろ教官研究費そのものであるといっても過言ではない。

近年学問の進歩に伴い学会・資料蒐集及び調査研究等も広範にわたり、これに要する旅費もまた逐年増加し、現行予算をもっては旅費の定額はおろか、最低限の減額旅費さえ支弁困難の状況にある。したがって、現状においては教官1人の旅費で数人が出張し、或はその不足額を自費又は寄附金等によって賄うようなことは、既に常例となっており、著しく不合理な状態になっている。

さらにまた、教官研究旅費の現行予算単価を戦前における予算単価と比較すると、僅かに戦前相当額の一割にも満たない状態であって、これらの点をあわせ考えるとき、教官研究旅費の現状には甚だ寒心に堪えないものがある。

よって、昭和42年度においては、教官研究旅費について、差しあたり戦前相当額まで引き上げの目標を樹て、少なくとも現行予算単価の3倍額を計上されるようここに強く要望する。

2 学生当積算校費の増額について

学生の実験、実習及び演習等の教育は、学生の創造的、計画的、分析的かつ総合的な思考と技術を伸張させるために行なわれており、これに必要な学生当積算校費いわゆる学生経費は、教官当積算校費及び庁費とともに国立大学における主要な経費となつている。

しかるに学生当積算校費の現状を見るに、理科系学部学生1人当りの実験実習費は、少なくとも年間10万円の実額を必要としているにもかかわらず、予算は僅かに1万8,200円にすぎない。さらにまた、大学院における学生の実験、実習及び演習等は学部学生のそれとは異なり、極めて専門的かつ高度の内容をもっているため、所要経費の面においても1人当たり20万円乃至25万円の実績を示しており、助手研究費に相当する額を必要としているにもかかわらず、予算は僅かに4万3,000円が計上されているにすぎない。そのため学部及び大学院を通じ、その不足額はあげて教官当積算校費等より補足せざるを得ない現状である。

また、現在学生当積算校費のうち、教養課程については自然科学系について何等考慮がされていないこと、及び教育系大学・学部については従来特別に若干の考慮はされているが、なおかつ教育内容の実態に即していない面があること等のため、教養課程及び教育系大学・学部の教育に甚だしく支障を来していることをここに強調しておく必要がある。

このように、国立大学における学生の教育に必要な経費が不足していることは、現在要請されている学生の質的水準の向上はもちろん所定の教育さえ満足に行ない得ないこととなり、その不足額を教官当積算校費等をもつ

て補っている現状と考えあわせるとき、大学の研究・教育上甚だ寒心に堪えないものがある。

よって、昭和42年度予算においては、差し当たり大学院その他の学生当積算校費を現行の3倍に増額するとともに、教養課程及び教育系大学・学部については、教育内容の実態に即するようこれが是正方について格段の配慮をされんことをここに強く要望する。

なお、これに関連して最近学生の厚生補導が重視され、これに対する諸施策が実施されつつあるとき、これに対応する予算の充実は今現在大学の当面している重要課題のひとつである。よって、学生の厚生補導に関する予算については、学生当積算校費と明確にこれを区分し、その増額について特に考慮されるようあわせて要望する。

3 研究・教育設備の整備充実について

大学が、その使命である研究と教育を行ない、さらに社会の要請に応えるためには、教員組織はもちろん研究・教育費及び施設の充実とともに、これに必要な設備が整備されなければならないことは今更いうまでもない。

しかるに、国立大学における現状は、大学院・学部・病院・研究所等を通じ研究・教育に必要な機械・器具・図書等の設備は何れも最低必要度をはるかに下回っており、研究・教育を行なう上において甚だ寒心に堪えない状態におかれている。

よって、昭和42年度予算においては、次に述べる理由により(1)設備の充実及び更新(2)教養課程の設備(3)大学院の設備(4)指定図書及び特別図書(5)病院及び研究所の設備の整備充実について抜本的な措置を講ぜられるようここに強く要望する。

(理 由)

(1) 設備の充実及び更新 現在国立大学における研究・教育設備は、さきに文部省の策定した設備標準をはるかに下回っており、文部省においても緊急にこれが整備充実の完成を期するため、計画を樹て、その実現に努めているが、予算の現状から見てその完成にはいまだ程遠い感がある。他方このことにより、研究・教育上の障害は一層増大しており、その対策については各大学の齊しく苦心しているところである。

また、設備の更新については、既に各方面の理解と協力により、昭和35年度において設備更新計画が樹てられ、着々これが実現されつつあることはわれわれの齊しく感謝するところである。しかるに、仄聞するところによればこの計画は一応近く終了する由であるが、現状においては当初計画策定後においても引き続き耐用年数の到来するものが逐年増加し、その数においても夥しいものがある。

よって、設備充実について、一日も速かに既定計画の実現を図るとともに、設備更新についても今後引き続き実施し得るよう特別の予算措置が講ぜられ、研究・教育設備の万全を期する必要がある。

(2) 教養課程の設備 大学における教養課程の教育の重要なことは今更いうまでもないが、教養課程における自然科学の実験実習設備の現状は、未だに旧態依然たるものが多く、しかも最近の学生増募に際してこれに対応する十分な整備が行なわれなかったため、己むを得ず多数の学生が同時に実験実習を行なうことを余儀なくされ、一般教育を行なう上において各大学の齊しく悩

みとしているところである。よって、速かにこれらの設備を整備し教養課程における教育の完全を期する必要がある。

(3) 大学院の設備 現在大学院の組織は、発足当初よりいわゆる「学部の上積み」の形で設けられたため、教育組織及び研究費その他の運営費はもちろん設備等についても総て学部の負担をもって賄われ、このため特に必要な措置が講ぜられることなく今日にいたっている。したがって、設備においても大学院固有のものとしては殆どなく、大部分は学部の設備を供用せざるを得ない状況であって、大学院所定の教育はもちろん学部学生の教育の面においても尠なからざる支障をきたしている。他方また、大学院の教育は、学部学生のそれと異なり極めて専門的かつ高度のものであり、このことはまた、社会および専門教員養成の面からも強く要請されているところである。よって、大学院及び学部の教育はもちろん右の要請に応えるためにも大学院特有の研究・教育設備を緊急に整備する必要がある。

(4) 指定図書及び特別図書 現在指定図書は、大学教育の一環として重要な役割を果たしており、教育内容の一部といっても過言ではない。幸い昭和41年度において、始めて指定図書の予算が認められ一部の大学に配当されたが、現在各大学の実情を見るに指定図書の制度は全大学の共通問題であり、全大学の斉しく切望しているところである。よって、昭和42年度においてはこの制度が全大学に実施されるよう予算措置が講ぜられ大学教育の充実と完全を期する必要がある。

また、特別図書については、既に特別図書購入費として予算に計上されており、人文社会系の大学院にとって、極めて重要な役割を果たしており、現在においては研究・教育上欠くべからざる経費となっている。したがって、特別図書購入費の予算については昭和42年度以降においても継続してこれを計上しその増額を図るとともに、人文社会系の大学・学部についても同様の趣旨によりこれが予算措置を講ずる必要がある。

(5) 病院及び研究所の設備 本来大学病院は、一般医療機関と異なり、医療を通じて研究・教育を行なう場であり、医療手段の改善・医療手段の新規発見等医療に関する研究は大学病院に課せられた主要な任務である。さらに、近年医学の進歩と科学技術の振興に伴い、各国競って化学的或は物理的特殊物質の医療利用とその適合性について研究し、医療の革新を目指しつつあるときその責務はますます重大になっている。しかるに、わが国の医学は学問的には欧米諸外国に比し優れているにもかかわらず、医療手段開発の面においては、これに必要な研究設備の点において予算の制約を受け、常に立ち遅れざるを得ない状態である。特に、現在問題となっている癌その他成人病に対する医療問題は、わが国はもちろん諸外国の医学会に課せられた重要な課題となっており、多数の研究者を擁する国立大学病院として研究上の責任はますます重くなっている。よって、これら病院の医療研究設備を緊急に整備し、医療手段の開発等その研究を促進させる必要がある。

また、附置研究所の現状を見るに、民間

研究所に比し研究設備その他の面において甚だしく劣っているものがある。しかるに近年学問の進展に伴い附置研究所における研究も高度化し、国際水準の維持および国際的相互研究の面において附置研究所の果たす役割はますます重要なものになっている。殊に、最近においては癌・宇宙科学・地震予知等の防災科学・原子力・原子核及び素粒子等の重要研究課題が附置研究所に課せられるにいたり、ますますその比重が加わっている。したがって、これに対応する研究設備の面においても緊急にこれを整備充実し、もって研究上当面している隘路を打開する必要がある。

4 国立学校施設の整備充実について

国立大学等の施設整備については、最近関係方面の理解と協力により逐年整備されつつあることはわれわれの感謝するところである。しかしながら、国立大学の施設は他の国立施設と異なり、その規模が広範であるため整備の面においても立ち遅れが甚だしく、いまだに、相当面積の危険その他不適格建物が整備未着手のまま残存しているのが実状である。

さらに、近年学問の進歩と社会の要請に応ずるための学部学科等の整備拡充・研究諸施設の改善充実、学生の厚生補導のための施設整備及び附属病院の整備充実等急を要する問題が山積しているほか、殊に、昭和42年度は、前年度に引き続き大学入学志願者急増期にあたり、これに対応する施設の整備もまた容易ならざるものがある。

このような累積している施設整備に対処するため、文部省においては昭和42年度国立学校施設整備費として約613億円の概算を要求

していると聞いているが、これは必ずしもわれわれの満足するところではない。

よって、昭和42年度予算については、右の事情をとくと諒察されるとともに、国立学校特別会計設定の趣旨もまたこれらの整備にあつたことを改めて再考され、国立学校施設の整備充実について格段の配慮をされるようここに強く要望する。

C 教育系の大学・学部の整備充実 および学生定員について

国立大学協会は、教育系の大学・学部の整備充実等の緊急かつ重要性にかんがみ、先般開催の第37回総会の決議に基づき、別紙のとおり要望いたしますので、これが実現方につき格段のご配慮をお願いいたします。

昭和41年10月21日

国立大学協会

会長 大河内一男

教育系の大学・学部の整備充実および 学生定員についての要望書

教育系の大学・学部における教育と研究は、現時内外の諸情勢にかんがみ、特に画期的な改革を必要とする時期に直面している。さらに地域の小中学校教員の需給関係、幼児教育および特殊教育担当教員の養成等、現下教育系の大学・学部に課せられた社会・国家の諸要請は最も緊急に措置せられるべき問題である。しかるに、教育系の大学・学部における教員組織および施設・設備は創設当初よりの不備に加え、その後における学生定員の増加、学科・課程の新設に際しても一般教育および専門教育の担当教官の配当が適切でなかったこと、また、施設・

設備の考慮が十分になされていなかったこと等のため、現在当面している教育施策に対応しその目的を達成するため関係者のなされるべき努力が著しく阻害されていることを認めざるを得ない状態である。また学生定員の削減が行なわれた大学・学部も決して少なくないが、必ずしも現場の実情に適切であったかどうかは検討の余地があると思われる。ついてはこれ等の実

情を深く諒察され、今後教育系の大学・学部の学生定員の増加、学科または課程の新設における予算措置にあたっては、少なくとも一般原則にしたがい前記教官特に一般教育担当教官の増員および施設・設備の整備充実に対し是非とも適切な措置が講ぜられるとともに、今後学生定員の調整にあたっては、慎重な考慮を加えられるよう特段の配慮を強く要望する。

C 資 料

1. 姉妹大学制度 (第 5 常置) 参

考記録 (国連, 経済社会理事会, 低開発国の科学技術振興委員会議事録(訳))

VI 先進諸国の科学技術研究機関の研究 成果を未開発諸国との積極的協力 に役立てる可能性について

(議題 7)

40. 先進諸国政府の好意と国連諸機関の尽力とによって先進諸国から有用な資源がかなり、動員されてきたことを当委員会は認める。更に、国連諸機関の尽力に加えて、諸国家のはるかに大きな活動の可能性があり、こうした可能性を、もっと開発すべきであると信ずる。
41. 事態のいかなる改善も結局のところ、先進諸国政府の強力な支援と、個々の科学者及び各研究機関の関心と熱意とにかかっている、関係者全部が使命感にめざめなければならない。
42. 当委員会は、団体としてはもちろん、個々のメンバーとしても、先進諸国の科学技術研究団体の善意と積極的協力活動を促進させ、世界開発のためにつくすことに専念する、いわば「国際学術団」といったものを設立するよう努力すべきであると考えられる。
43. 当委員会は、国連と、その専門機関及び、IAEA等を通じて、およそICSU (学術連盟国際評議会一仮訳) 学士院、各種学会、産業、学者のグループの学術報道機関や協会等民間団体はもちろん、国家、地方、そして
- 政府間の国際的研究機関も動員することを基礎にして、知的飢餓状態をなくそうという、キャンペーンを計画している。
44. その具体的方法
- (a) 先進国における大学 (又はその個々の学部)、研究所、個々の研究室と、未開発国におけるそういった機関との提携の有効な方法を強化し、それらに対する経済援助を行なうこと。第一段階としては、そういうとりきめを現在の段階ではどの範囲でできそうかという見込みをたてる機関をつくり、そこでとりきめの効果と拡張の可能性をよく調べること。
- (b) 学士院、またはそれに類する団体は未開発国で一定期間働く優秀な科学者を送るために一定の職を設けることが望ましい。未開発国における、めざましい奉仕活動が広く一般に認識される方法を案出するよう、こうした団体に働きかけるべきである。
- (c) 未開発国における、職員の滞在を奨励する意味で当局は、科学者や技師に対してはサバチカル・リーヴ(訳者註、一定期間教職にある教授に7年ごとに与えられる、一年間の有給休暇、6カ月の場合もある)や、特別の休暇を認めるよう制度を拡大することを要望する。この目的のために大学は、平常の組織に新しい職を加えるべきである。また若い科学者に対しても、未開発国の研究機関で大学院の研究を行なうよう同様の奨励がなされるべきである。
- (d) 各種学会は、年次総会を、できるだけ未

開発国で開くよう要望する。これは、そうした国々に、学問的環境をつくり、接触を促進させ、科学者たちに開発問題を意識させることになるからである。

(e) 国連の主権による大学や研究機関の代表者たちの国際会議を開き、彼らの個人的関心を喚起することが望ましい。

45. 志願者を未開発国へ派遣するについては、そのことが、本人の経歴に不利にならないことを条件とするよう、委員会としては特に強調したい。この点については、先進国の研究機関も、援助を受ける側も責任をとることとする。

46. 未開発国における教育・研究施設の発展のためには、先進諸国から教育研究設備を供給することが絶対必要であると当委員会は考える。ほとんどの未開発国では、研究所はもちろん、大学や、高等・中等学校における教育設備が不足している。先進国では余っているとみなされる簡単な器具や、科学用具、図書館用の図書や雑誌などは、後進国では非常に有用である。先進国の諸機関は、こうした資料用具を無料で送れるかどうかを検討すべきである。このような贈与を助成し促進するために、国際的な公共組織——おそらくはユネスコの尽力——が必要である。

47. 未開発諸国が直面している、いくつかの特殊な問題は、先進国の設備のよく整った国立研究所や研究室で最もよく処理できる。それ故、先進国の研究機関にとって、未開発国の各地方の特色、条件を詳しく知ることが必要になってくる。このような理解を築くためには（両国間の）、永続的な関係が重要になってくる。そしてこのようなとりきめは、諸国政府が、様々な方法によって支援するこ

とができるのである。

2. 財団法人日本学術振興会外国人奨励研究員制度について

この制度は従来採用人員が少ない関係もあり余り一般に周知されておらないので、紹介の意味で昭和41年度募集要項（期限切れ）について摘記した。（国大協）

1. 制度の概要

日本学術振興会外国人奨励研究員制度は日本国の大学その他の研究機関（当分の間、大学院を持つ国立大学）において研究を行なう希望を有し、すでに日本国の受入れ機関と連絡のうえ受入れに関する承諾を得ている外国人研究者に対し渡航費、研究奨励金等奨励給付を行なうものです。奨励給付を受けるものを日本学術振興会外国人奨励研究員（以下「外国人奨励研究員」）といいます。これは最近特にその促進が要請せられている学術の国際交流の一環として、日本学術振興会が日本政府の補助金により昭和39年度から実施しているものです。

2. 奨励給付

- (1) 渡航費 渡日および帰国のために必要な普通航空賃を負担します。
- (2) 研究奨励金 研究および滞在のために必要な経費として月額54,000円の研究奨励金を支給します。
- (3) 渡日一時金 渡日直後の諸費用にあてるため、渡日一時金として10,000円を支給します。
- (4) 教材費 研究に直接必要な経費として6カ月につき10,000円を支給します。

- (5) 傷害保険 採用者の傷害保険については、日本学術振興会の負担において民間の損害保険会社と契約を結びます。

3. 期 間

採用期間は、昭和41年10月1日から昭和42年9月30日までの1年間とします。ただし、新規採用者についてはさらに1年間採用を延長することもあります。

4. 採用予定数

約5名

5. 募集分野

人文科学, 社会科学, 自然科学の各分野

6. 応募資格

- (1) 国 籍 日本国との間に正式の国交関係が樹立されている国の国籍を有する外国人
- (2) 年 令 原則として昭和41年8月1日に35才以下の者
- (3) 学歴 A) 日本国の大学における博士課程に相当する学位を有する者
B) 日本国の大学における博士課程に相当する課程に在学中の者で来日時までに同課程を終了する予定の者
C) A・Bに掲げる者に相当する研究能力を有すると認められる者
- (4) 健康状態 身心ともに健全な者
- (5) その他 現に日本に滞在していない者。ただし、継続申請者はこの限りではない。

7. 外国人奨励研究員の義務

- (1) 奨励給付を受けている間は受入れ機関において研究に専念することとし、他の常勤的な職につくことができない。

- (2) 採用期間終了後ただちに奨励給付期間の研究経過報告書を日本学術振興会に提出しなければならない。

8. 申請手続

受入れ機関の研究指導者は採用を希望する者の申請に必要な書類を整え提出して下さい。

(1) 提出書類

- A 外国人奨励研究員採用申請書(日本学術振興会で交付する用紙を使用すること) 2部
- B 申請者調書(") 2部
- C 健康診断書(") 1部
- D 写真(2カ月以内に撮影したもの, 単身, 上半身, 正面, 脱帽, 縦5cm 横5cmのもの)
- E 現在従事している研究指導者(例えば現在所属している大学の主任教授等)の推薦状(日・英いずれかの言語にて記入)
- F 現在勤務中の者については、採用された場合に勤務を離れてもさしつかえない旨の所属機関の長の承諾書(日・英いずれかの言語にて記入)
- G 受入れ研究指導者の採用推薦書, 受入れ機関長の承諾書(日本学術振興会で交付する用紙を使用すること) 2部
- H 最終出身学校の卒業証書または学位記等の写

(2) 申請受付期間

昭和41年7月10日～昭和41年8月15日
(注. 昭和41年度の場合である。)

(3) 提出先

東京都千代田区神田一ツ橋1の1 財団法人日本学術振興会 電話(263)1721—5

9. 選 考

日本学術振興会内に設けられる選考委員会

の審査を経て決定します。

10. 選考結果の通知

選考の結果は日本学術振興会から、本人、受入れ研究指導者、および受入れ機関長に通知します。

11. その他

- (1) 研究奨励金は毎月一定日に支給します。
航空賃については、往路帰路ともその直前に、搭乗券を郵送または手交することにより代えます。渡日一時金は採用者が渡日直後、日本学術振興会において支給します。
- (2) 日本学術振興会は前記2(1)(2)(3)(4)(5)に掲げる渡航費、研究奨励金、渡日一時金、教材費、傷害保険の他の経費負担には一切応じません。
- (3) 正当な理由なく昭和41年10月末日までに渡日できないものは採用を取り消されることがあります。
- (4) 採用者に次のような行為があったときには外国人奨励研究員の身分が取り消され、奨励給付を打切られることがあります。
A 申請書類に虚偽の記載をしたとき。

- B 定められたことがらに違反をしたとき。
- C 研究成果の上がる見込みがないと認められたとき。
- D その他外国人奨励研究員としてふさわしくない行為があったとき。
- E 受入れ機関から取消しの申請があったとき。

(5) 提出された応募書類は一切返却しません。

付 記

在日中の宿舍等、外国人奨励研究員の身辺のことについては日本学術振興会は一切考慮いたしませんので、申請者と受入れ研究指導者とは前もって連絡検討のうえ、万全を期してください。

採用人員の推移

年度別区分	4.1—9.30	10.1—3.31	計
39年度 予 算 採用人員	0 0	5人 4人	5人 4人
40年度 予 算 採用人員	5人 4人	10人 11人	15人 15人
41年度 予 算 採用人員	10人 11人	5人 13人	15人 24人

3. 昭和42年度予算関係資料

(1) 昭和42年度国立学校施設整備費概算要求事項別表

(文部省)

事 項	前年度予算額		昭和42年度要求額		差引増△減額		備 考
	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	
	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円	
1. 学生増募等施設整備	259,420	10,600,405	348,157	15,653,029	88,737	5,052,624	
ア 39年度まで理科系 学科増	26,610	924,860	0	0	△ 26,610	△ 924,860	
イ 40年度学生増募	48,860	2,064,631	61,901	2,772,307	13,041	707,676	残資格の全部
ウ 41年度 "	53,330	2,157,208	79,351	3,556,177	26,021	1,398,969	" 1/2
エ 42年度 "	—	—	95,150	4,227,570	95,150	4,227,570	一般教養の全専門1/3
オ 医療短大	—	—	12,935	534,478	12,935	534,478	42年度新設3校要整備
カ 養護教諭養成所	3,300	128,065	12,250	491,510	8,950	363,445	40年度新設の全41年度 新設の全部

キ 高専新設及学科増	93,930	3,354,369	48,190	2,002,260	△45,740	△1,352,109	40年度新設の残全部 42年新設1, 42年度 学科増予定校分の全 部	
ク 研究所 新增設	33,390	1,971,272	38,380	2,068,727	4,990	97,455		
2. 既設学部等施設整備	465,280	22,596,825	572,836	30,769,196	107,556	8,172,371		
ア 理科系学部等	154,470	6,067,403	169,822	7,828,794	15,362	1,761,391		残資格の $\frac{1}{4}$ 管理部門、図書館残資 格 $\frac{1}{8}$ 、学部関係残資 格の $\frac{1}{4}$
イ その他 "	185,580	7,757,856	229,091	9,448,523	43,501	1,690,667		
ウ 研 究 所	18,760	1,470,852	17,170	855,066	△1,590	△615,786		残資格の $\frac{1}{4}$
エ 付 属 学 校	31,090	1,100,366	40,960	1,581,056	9,870	480,690		" $\frac{1}{4}$
オ 厚生補導施設	75,380	2,815,448	115,793	4,655,548	40,413	1,840,100		既設寄宿舎残資格の $\frac{1}{4}$ 、収容増の $\frac{1}{20}$ 、学 生会館残資格の $\frac{1}{20}$ 、 高専寄宿舎収容増 $\frac{1}{8}$
カ 構内環境整備	—	1,200,000	—	2,100,000	—	900,000		
キ 各 所 新 営	—	1,774,900	—	3,800,209	—	2,025,309		
ク 特 別 修 繕	—	410,000	—	500,000	—	90,000		
学校施設費計	724,700	33,197,230	920,993	46,422,225	196,293	13,224,995		
3. 病院施設整備	137,820	6,078,778	126,886	7,587,114	△10,934	1,508,336		
ア 病院施設整備	137,820	5,773,197	121,223	6,594,531	△16,597	821,334	残資格の $\frac{1}{4}$ 42年度新設歯学部病院 $\frac{1}{8}$	
イ 41年度新設歯学部 病院	—	—	5,663	308,067	5,663	308,067		
ウ 各 所 新 営	—	269,581	—	484,516	—	214,935		
エ 特 別 修 繕	—	36,000	—	200,000	—	164,000		
施設費計	862,520	39,276,008	1,047,879	54,009,339	185,359	14,733,331		
4. 不動産購入費	—	2,700,000	—	7,318,146	—	4,618,146		
5. 災害復旧費	—	11,121	—	0	—	△11,121		
合 計	—	41,987,129	—	61,327,485	—	19,340,356		

(2) 国立学校施設実態調査報告(抄)

(昭和41年度)

結果の概要

この調査に用いた用語等の意味は次のとおりである。

1. 構造別：木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他造の別
2. 面積：延べ面積(面積の単位は平方メートル)
3. 必要面積：当該学校建物を分類調査単位別、用途区別にその定数の種類(講座数、学科数、学生数等)と規模に応じて、それぞれの基準面積により算出された現行の暫定最低基準による必要面

積。

4. 保有面積：当該学校の所有する建物面積をいう。(用途廃止、所管換、所属替等により取得手続中のもの、および当該国立学校以外へ貸与することについて手続中か、または手続完了のものを含む)
5. 準保有面積：当該学校で現に使用中のもので所有建物とするために手続中の建物の面積。
6. 未完成面積：過年度において完成までの予算について措置されたもので当該年度の5月1日現在、未完成の建物面積。
7. 未とりこわし面積：保有面積のうち、過年

- 度工事の完成により、とりこわす予定の建物面積。
8. 不 用 建 物：当該学校の所有物で、当該学校が使用していない建物のうち、用途廃止、所管換、所属替等の手続中のものおよび当該学校以外に貸与するため手続中かまたは手続が完了した建物面積。
 9. 基 準 特 例 面 積：次に掲げる建物面積
 - イ 博物館法に基づき、文部大臣から博物館相当施設として指定されたもの。
 - ロ 武道場、水泳プール、屋外運動場付属施設・合宿研究施設およびこれらの付属室。
 - ハ 艇庫、山の家、海の家
 - ニ 同窓会館的な施設で、原則として学生・教官および職員が使用しないもの。
 - ホ 一般校舎のうち、1棟が150平方メートル以上の特殊施設。
 - ヘ 全学的に使用される電子計算機センター
 - ト 中央暖房のボイラー室およびその付属室、ただし、病院の暖房用は除く。
 10. 有 効 保 有 面 積：（保有面積＋準保有面積＋未完成面積＋中央診療システムによる転用または再利用面積－未とりこわし面積－不用面積－基準特例面積－中央診療システムによる障害および放棄面積）の建物面積。
 11. 危 険 面 積：耐力度調査による耐力度点数が5,000点以下の建物面積。
 12. 不 適 格 要 改 築 面 積：旧軍施設として建築された建物、学校以外の用途に建築された建物、大正12年以前に建築された木造以外の建物、被災した木造以外の建物のうち、改築を必要とする建物面積。
 13. 健 全 面 積：有効保有面積から危険面積および不適格要改築面積を差引いた建物面積。
 14. 有 効 健 全 面 積：健全面積から通路部分（廊下、階段、玄関等の通路部分）が健全面積の4より多い部分の面積（通路部分を除く。）を差引いた建物面積。
 15. 資 格 面 積：必要面積から有効健全面積を差引いた面積。
 16. 不 足 資 格 面 積：資格面積から危険および不適格要改築面積を差引いた面積。
 17. 危 険 資 格 面 積：資格面積から不足資格面積を差引いた面積。
 18. 統 合 資 格 面 積：学校等の施設を統合した場合の資格面積。
 19. 統 合 単 位：統合に伴い定数が増減する分類調査単位。
 20. 関 連 単 位：統合に伴い定数は変わらないで、保有面積等が増減する分類調査単位。
 21. 現 状：昭和41年5月1日現在の実態数値。
 22. 統 合 後：統合単位、関連単位が統合を完了した後の修正数値。
 23. 分 類 調 査 単 位：施設台帳および実態調査を実施するために定められた調査単位。（例えば文（文学部）、付病（付属病院））
 - (1) 学校数と学生数
国立学校（付属学校等を含む）の学校数と学生数（生徒児童等を含む）を学校種別ごとにみると次表(イ)および(ロ)のようになる。

(イ) 学校数

(単位:校)

区分	大学	短期大学	工業専門 高等学校	高等学校	付属高等学校
41. 5. 1 現在	74	2	43	8	16
区分	付属中学校	付属小学校	付属幼稚園	付属特殊学校	工業教員養成所
41. 5. 1 現在	75	70	38	10	9
区分	養護教諭養成所	各種学校	/		合計
41. 5. 1 現在	5	67	—	—	417

(ロ) 学生数

(単位:人)

区分	大学	短期大学	工業専門 高等学校	高等学校	付属高等学校
41. 5. 1 現在	246,118	340	20,400	3,240	9,160
区分	付属中学校	付属小学校	付属幼稚園	付属特殊学校	工業教員養成所
41. 5. 1 現在	38,535	45,065	3,675	1,955	2,640
区分	養護教諭養成所	各種学校	/		合計
41. 5. 1 現在	280	6,035	—	—	377,442

(注) 夜間部の学生数は含まない。

(2) 建築年別保有面積

国立学校(付属学校を含む)の保有面積の総数は約8,911平方メートルとなっているが、これを経過年数別にまとめてみると次表

(イ)および(ロ)のようになる。経過年数40年以上は全体の16%、40年未満~30年以上は14%、30年未満~20年以上は11%、20年未満~10年以上は14%、10年未満は45%となっている。

(イ) 学校種別保有面積

(単位:m²)

区分	40年以上	40年未満~ 30年以上	30年未満~ 20年以上	20年未満~ 10年以上	10年未満	合計
大学	1,414,286	1,209,215	908,621	1,227,519	3,568,753	8,328,394
短期大学	0	5,378	33	0	48	5,459
工業高专	768	0	26,824	248	461,430	489,270

高等学校	12,752	8,328	28,739	3,929	33,851	87,599
合計	1,427,806	1,222,921	964,217	1,231,696	4,064,082	8,910,722
百分比	16%	14%	11%	14%	45%	100%

(ロ) 構造別保有面積

(単位：m²)

区分	40年以上	40年未満～ 30年以上	30年未満～ 20年以上	20年未満～ 10年以上	10年未満	合計
木造	1,069,033	334,474	742,788	792,422	328,942	3,267,659
鉄筋コンクリート造	229,469	870,689	206,595	394,576	3,396,625	5,097,954
鉄骨造	6,184	15,774	8,175	25,336	290,930	346,399
その他造	123,120	1,984	6,659	19,362	47,585	198,710
合計	1,427,806	1,222,921	964,217	1,231,696	4,064,082	8,910,722

(3) 構造別保有面積

学校種別ごとの保有面積を構造別にみると次表のとおりで、全体の構造比率では、鉄筋コンクリート造（鉄骨造、その他造を含む）63%、木造37%（昭和40年度は57%：43%）となっている。学校種別ごとの割合は、大学（付属施設を含む）が鉄筋コンクリート造62%、木造38%（昭和40年度は56.5%：43.5%）、短期大学が99%：1%（昭和40年度は58%：42%）、工業高等専門学校が、94%：6%（昭和40年度は95%：5%）、高等学校が33%：67%（昭和40年度は19%：81%）となっている。また、大学の保有面積を施設区分ごとに、構造別に分析してみると、学部関係に64%：36%（昭和40年度は59%：41%）、本部関係が

56%：44%（昭和40年度は54%：46%）、学生寄宿舍が31%：69%（昭和40年度は23%：77%）、付属学校が64%：36%（昭和40年度は57%：43%）、付置研究所が79%：21%（昭和40年度は76%：24%）、付属研究施設が37%：63%（昭和40年度は30%：70%）、付属病院が77%：23%（昭和40年度は75%：25%）となっている。

国立学校の建物のうち鉄筋コンクリート造等（鉄骨造その他造を含む）によるものの割合について、ここ数年間の推移をみると、昭和38年度は、47%、昭和39年度は52%、昭和40年度は57%、昭和41年度は63%と年々上昇しており、学校建物の不燃化が着実に進行していることがわかる。

(単位：m²)

区分	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	その他造	合計
大学	3,178,128	4,666,101	289,708	194,457	8,328,394

短期大学	81	5,378	0	0	5,459
工業高専	30,496	402,097	52,998	3,679	489,270
高等学校	58,954	24,378	3,693	574	87,599
合計	3,267,659	5,097,954	346,399	198,710	8,910,722
百分比	37%	57%	4%	2%	100%

(4) 危険面積

危険面積を建築年別および耐力度点数別にみると次表(イ)および(ロ)のようになる。木造の総面積約3,268千平方メートルのうち、約52%にあたる1,696千平方メートルが耐力度点数5,000点以下の危険建物となっている。これを施設別に絶対量の異なるものから並べると、学生寄宿舍256千平方メートル、本部関係、201千平方メートル、教員養成を行なう教育学部(学芸学部を含む)190千平方メートル、工学部172千平方メートル、付属学校

122千平方メートル、付属病院105千平方メートル、農学部102千平方メートル、一般教養92千平方メートル等となっており、この順序は、本部関係と、教員養成を行なう教育学部が入り替わった以外は昨年度と変わっていない。なお、絶対量においては、昨年度より約74千平方メートルの減少となった。

なお、前年度との比較においては昭和39年度は93千平方メートル、昭和40年度は42千平方メートルの増加であった。

(イ) 経過年数別危険面積

(単位：m²)

区分	40年以上	40年未満～30年以上	30年未満～20年以上	20年未満～10年以上	10年未満	合計	木造保有面積との割合
大学	754,674	175,408	402,258	282,350	32,736	1,647,426	57%
短期大学	0	0	0	0	0	0	—
工業高専	0	0	26,824	146	20	26,990	88
高等学校	5,166	3,996	12,059	165	40	21,426	36
合計	759,840	179,404	441,141	282,661	32,796	1,695,842	52

(ロ) 耐力度点数別危険面積

(単位：m²)

区分	0 } 1,000	1,001 } 2,000	2,001 } 2,500	2,501 } 3,000	3,001 } 3,500	3,501 } 4,000	4,001 } 4,500	4,501 } 5,000	合計
大学	3,242	2,332	10,867	28,241	81,500	176,868	380,638	939,212	(27,140) 1,622,900

短期大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業高専	0	0	1,159	3,384	4,969	5,379	6,317	5,763	(19) 26,971
高等学校	0	0	1,618	2,454	843	2,765	6,307	6,029	(1,410) 20,016
合計	3,242	2,332	13,644	34,079	87,312	185,012	393,262	951,004	(28,569) 1,669,887

- (注) 1. 上記面積には、準保有面積を含む。
2. () 内の数値は、基準特例面積で外数である。

(5) 不適格要改築面積

不適格要改築面積を原因別にみると次表のようになる。これを施設別にみると、教員養成を行なう教育学部（学芸学部を含む）が第1位で74千平方メートル、次いで、本部関係49千平方メートル、工学部45千平方メートル、付属病院42千平方メートル、付置研究所27千

平方メートル、付属研究施設26千平方メートル、学生寄宿舍23千平方メートル、農学部20千平方メートル等となっている。なお、絶対量では前年度より、57千平方メートルの減少となっている。

(単位：m²)

区 分	旧軍施設として建築されたもの	学校以外の用途に建築されたもの	木造以外の危険建物			合計
			大正12年以前	被災の建物	計	
大 学	(2,038) 205,564	(54) 38,066	97,074	38,975	(3,497) 136,049	(5,589) 379,679
短期大学	0	0	0	0	0	0
工業高専	0	0	0	0	0	0
高等学校	(433) 17,776	0	0	0	0	(433) 17,776
合計	(2,471) 223,340	(54) 38,066	97,074	38,975	(3,497) 136,049	(6,022) 397,455

- (注) 1. この不適格要改築面積には、木造の危険面積は含まない。
2. () 内の数値は、基準特例面積で外数である。

(6) 資格面積（現状）

国立立学校（付属施設を含む）の基準までの必要面積は約9,433千平方メートルであるが、これに対して整備を要する面積（以下資格面積という）は約3,609千平方メートルで、

その割合は約38%となっている。さらにこれを不足資格面積と危険（不適格を含む）資格面積に分けて、それぞれ必要面積に対する割合をみると、前者は、約21%、後者は約17%となる。

また、危険および不適格要改築面積の合計約2,067千平方メートルのうち、資格面積はその77%にあたる約1,602千平方メートルである。学校種別ごとに必要面積、資格面積を

みると次表(イ)のとおりで、さらに不足資格面積について、その不足比率別をみると次表(ロ)のとおりである。

(イ) 必要面積および資格面積

(単位：m²)

区 分	必要面積	資格面積	左 の 内 訳		要整備割合
			不足資格面積	危険資格面積	
大 学	8,768,367	3,441,515	1,875,815	1,565,700	39%
短 期 大 学	3,970	392	392	0	10
工 業 高 専	580,592	129,334	114,827	14,507	22
高 等 学 校	79,770	37,508	15,697	21,811	47
合 計	9,432,699	3,608,749	2,006,731	1,602,018	38

(ロ) 不足比率別不足資格面積

(単位：m²)

区 分	1%~19%	20%~39%	40%~59%	60%~79%	80%~99%	100%	不足資格面積
大 学	227,511	482,728	436,362	312,453	167,194	249,567	1,875,815
短 期 大 学	0	0	392	0	0	0	392
工 業 高 専	15,519	41,455	18,521	21,606	0	17,726	114,827
高 等 学 校	2,072	7,587	5,208	0	0	830	15,697
合 計	245,102	531,770	460,483	334,059	167,194	268,123	2,006,731

(7) 統合単位の資格面積

昭和41年度以降、5か年以内に施設の統合（移転を含む）を予定している学部、研究所等の統合前と統合後の資格面積の関係をみると次表(イ)および(ロ)のようになる。この統合が計画どおり行なわれると、統合単位の必要面積は、統合前の1,754千平方メートルが、統合後は1,632千平方メートルとなり、

122千平方メートル減少するが、資格面積の方は、統合前の849千平方メートルが統合後は1,345千平方メートルとなり、496千平方メートル増加することになる。

統合による資格面積は、前年度の調査より約25千平方メートル減少しているが、これは、統合の計画が、現実に実施に移されたものが、相当あったことを示している。また、この統

合計画には、これを機会に新敷地に移転する

計画が、かなり含まれている。

(イ) 統合単位の統合前の資格面積

(単位：m²)

区 分	必 要 面 積	資 格 面 積	左 の 内 訳	
			不足資格面積	危険資格面積
大 学	1,753,617	848,773	494,570	354,203
学 部	1,027,235	423,608	255,527	168,081
本 部	352,600	216,214	165,024	51,190
寄 宿 舎	176,960	103,477	11,749	91,728
付置研究所	82,710	45,894	25,279	20,615
付属研究施設	17,018	11,029	5,515	5,514
付属学校等	97,094	48,551	31,476	17,075
合 計	1,753,617	848,773	494,570	354,203

(ロ) 統合単位の統合後の資格面積

(単位：m²)

区 分	必 要 面 積	資 格 面 積	左 の 内 訳	
			不足資格面積	危険資格面積
大 学	1,632,242	1,345,317	1,291,160	54,157
学 部	953,585	783,046	753,851	29,195
本 部	318,130	281,775	270,594	11,181
寄 宿 舎	164,390	118,097	109,945	8,152
付置研究所	82,710	63,076	59,036	4,040
付属研究施設	16,623	14,229	14,229	0
付属学校等	96,804	85,094	83,505	1,589
合 計	1,632,242	1,345,317	1,291,160	54,157

(8) 関連単位の資格面積

前記の統合が計画どおり行なわれることに

よって使用されないことになる施設を、同じ敷地内にある他の学部等（統合関連単位とい

う) が使用することとした場合の統合前と統合後の資格面積の関係をみると次表(イ)および

(ロ)のようになる。

(イ) 関連単位の統合前の資格面積

(単位：m²)

区 分	必 要 面 積	資 格 面 積	左 の 内 訳	
			不足資格面積	危険資格面積
大 学	169,157	55,666	29,082	26,584
学 部	51,345	11,963	5,144	6,819
本 部	15,360	1,759	1,114	645
付置研究所	42,240	15,089	11,741	3,348
附属研究施設	3,290	1,886	377	1,509
附属学校等	56,922	24,969	10,706	14,263
合 計	169,157	55,666	29,082	26,584

(ロ) 関連単位の統合後の資格面積

(単位：m²)

区 分	必 要 面 積	資 格 面 積	左 の 内 訳	
			不足資格面積	危険資格面積
大 学	169,157	41,361	16,908	24,453
学 部	51,345	11,195	3,813	7,382
本 部	15,360	1,182	703	479
付置研究所	42,240	2,212	0	2,212
附属研究施設	3,290	117	0	117
附属学校等	56,922	26,655	12,392	14,263
合 計	169,157	41,361	16,908	24,453

(9) 統合が計画どおり実施された場合の資格面積

この統合が計画どおり実施された場合、統

合単位の資格面積は、496千平方メートルの増となるが、一方移転した跡の施設で他の資格面積の充足に利用できる施設が14千平方メ

ートルあるので、統合による実際の資格面積の増は、482千平方メートルである。なお統

合関係を含めた全体の資格面積は次表のとおりである。

(単位：m²)

区 分	41.5.1現在 資格面積	統 合 単 位		関 連 単 位		統合後の 資格面積
		統 合 前	統 合 後	統 合 前	統 合 後	
大 学	3,441,515	848,773	1,345,317	55,666	41,361	3,923,754
短期大学	392	0	0	0	0	392
工業高専	129,334	0	0	0	0	129,334
高等学校	37,508	0	0	0	0	37,508
合 計	3,608,749	848,773	1,345,317	55,666	41,361	4,090,988

(10) 土地面積

土地面積の所有、借用別にみると次表のようになる。

(単位：m²)

区 分	所有面積	借 用 面 積			合 計
		国 有	公 有	私 有	
大 学	1,259,001,025	2,821,922	6,296,908	615,482	1,268,735,337
短期大学	12,912	0	0	0	12,912
工業高専	655,186	710,024	2,381,250	368,474	4,114,934
高等学校	409,291	0	6,260	5,537	421,088
合 計	1,260,078,414	3,531,946	8,684,418	989,493	1,273,284,271

(以下省略)

4. 日本学術会議学術体制委員会

国立大学協会より藤田第1常置委員、安藤同専門委員がオブザーバーとして出席。

日 時 昭和41年10月3日(月)
10.30~12.00
場 所 順天堂大学5号館会議室
出席者 赤堀委員長外各委員

最初に、国立大学協会として、大学院の設置基準についての検討がどの程度に進んでいるかについて質問があり、藤田氏より全体的な問題について、国大協では第1常置委員会で検討し

ているが、目下問題点を拾いあげて、これについて各大学へ流し意見を求めている程度で、秋の総会までにはまともにならないと思う旨が述べられ、安藤氏よりまだ各大学からの意見も出ていないし、外部に発表する段階には至っていないが、その問題点としては、

1. 現時点において「基準」を新たに定め、かつこれを省令等のかたちで法制化することの可否について
2. 「基準」と既設大学院との関係について
3. 研究科別基準要項の要否について
4. 大学院の目的・性格について
5. 大学院の組織機構について
6. 研究科の組織について
7. 教員および教員組織について
8. 在学年限について
9. 入学者の選考および学生数について
10. 単位について
11. 学位および称号について
12. 管理運営について
13. 施設および設備について
14. とくに国立大学の大学院の場合の問題点について

等が挙げられているが、まだかたまったものではないので、他のご意見等も聞かせてほしい旨を述べた。次いで付置研究所と大学院との関係について質問があり、このことはスクーリングの問題などもあり、研究所自身に大学院をおくことについては問題があること、付属研究施設は、学生定員のベースにはならないし、ふれていないことが説明された。その他学部延長論と大学院、大学院を学部の基礎の上に置くか学士課程の基礎の上におくかの問題、大学院大学説と格差の問題、国立大学院設置について、単位互換制度、大学院の地域制などの点について種

々意見が交換された。なお、大学基準協会の大学院の教育研究の改善についての（意見）案が紹介された。

5. 大学教育についてのメモ

労働省（昭41年10月）

（注） このメモは、労働省においてわが国における大学教育と将来の産業経済との関係について調査し発表したものである。

- 1 最近における大学教育についてみると、大学生数は約90万人（40年度）と西欧諸国に比べて著しく多いうえ、当該年令人口に対する比率も高く、また学科別の構成においては文科系の割合がかなり高い。
- 2 このような事態は、将来の産業経済の要請に必ずしも即応していないのではないかと考えられる。すなわち、大学卒業者の就職について、昨今の情勢及び今後の展望を勘案すると、理科系卒業者の不足は明らかであるのに対して、文科系卒業者については、従来と同様な条件ないし職種に就職することが困難となることも予想される。
- 3 また大学教育の内容についてみると、国立大学においては、理工科系の拡充に重点がおかれているものの、大学生の多数を占める私立大学においては、文科系の比率が87%（40年度入学者のうちの非理工科系の者の割合）と高く、しかも入学定員に対して実際の入学者は1.6倍程度（40年度163%）となっており、これがひいては大学卒業者の質的な低下を齎らす一因にもなっている。
- 4 以上のような観点から、今後の大学教育の規模、学科編成、定員を上回る入学、大学生の質的向上等の問題になお一層の検討を加えることが必要であると考えられる。

(注1) 大学生数及び当該年令人口に対する
比率 (国際比較)

国名	大学生数 ⁽¹⁾	当該年令人口に(2) 対する高等教育 進学者比率
日本	1963年 763千人	15.7%
イギリス	1962" 118	8.4
西ドイツ	1962" 235	6.5(1961年)
フランス	1962" 263	12.1
アメリカ	1962" 4,175	38.1(1963年)

(注2) 大学卒業者の学科別構成
(国際比較)

国名	合計	理工系	法文系	教育・ 家政等
日本	1959年 100.0%	23.9%	54.9%	21.2%
イギリス	1958" 100.0	48.9	21.9	29.2
西ドイツ	1959" 100.0	42.2	44.0	13.8
フランス	1957" 100.0	41.4	53.4	5.2
アメリカ	1959" 100.0	30.4	45.0	24.6

(注3) 大学生数の推移 (国際比較)

年度	日本	イギリス	西ドイツ	フランス	アメリカ
1950	222千人 (100)	85千人 (100)	—	142千人 (100)	2,282千人 (100)
1952	393 (177)	81 (95)	118千人 (100)	—	2,134 (94)
1954	475 (214)	82 (97)	124 (105)	150 (106)	2,447 (107)
1956	523 (236)	90 (106)	142 (120)	170 (120)	2,918 (128)
1958	552 (249)	100 (118)	164 (139)	186 (131)	3,226 (141)
1960	601 (271)	108 (127)	200 (170)	215 (151)	3,583 (157)
1962	699 (315)	118 (139)	235 (199)	263 (185)	4,175 (183)

(注) () 内は、1950年度 (西ドイツは1952年度) を100とした指数である。

(注4) 大学生の学科別構成の推移 (%)

年 度	合 計	理 工 系	法 文 系	教育・家政等
昭和5 (1930)	100.0 (149,057) 人	31.6	60.7	7.7
10 (1935)	100.0 (169,030)	34.4	58.2	7.4
15 (1940)	100.0 (181,597)	42.7	51.5	5.8
20 (1945)	100.0 (406,132)	44.2	33.4	22.4
25 (1950)	100.0 (447,486)	29.0	59.7	11.3
30 (1955)	100.0 (581,981)	24.2	55.5	20.3
35 (1960)	100.0 (670,473)	26.6	57.8	15.6
40 (1965)	100.0 (1,035,334)	29.0	56.7	14.3

(注5) 高等学校生徒の学科別構成の推移 (%)

年 度	合 計	普 通	農 業	工 業	商 業	水産	家庭	その他
昭和25	100.0 (1,911,035) 人	65.2	9.4	9.3	9.5	0.4	6.0	0.2
30	100.0 (2,571,615)	59.8	7.8	9.2	14.3	0.5	8.2	0.2
35	100.0 (3,225,945)	58.3	6.7	10.0	16.5	0.5	7.8	0.2
40	100.0 (5,065,834)	59.5	5.2	12.3	16.9	0.4	5.5	0.2

D 役員・委員名簿

(41. 11, 18 現在)

(1) 役員一覧表

会 長	大河内 一男	東京大
副会長	奥田 東	京都大
"	福田 得志	鹿児島大
理 事	古市 二郎	北海道大
理 事	佐藤 照	弘前大
"	本川 弘一	東北大
"	長谷川 秀治	群馬大
"	和達 清夫	埼玉大
"	実吉 純一	東京工業大
"	三輪 知雄	東京教育大
"	増田 四郎	一橋大
"	石橋 雅義	金沢大
"	渡辺 寧	静岡大
"	篠原 卯吉	名古屋大
"	八木 弘	神戸大
"	稲荷山 資生	奈良教育大
"	久保 佐士美	高知大
"	赤木 五郎	岡山大
"	前川 忠夫	香川大
"	遠城寺 宗徳	九州大
"	柳本 武	熊本大
監 事	赤堀 四郎	大阪大
"	松平 正寿	電気通信大
第七常置委員 会委員長	高坂 正顕	東京学芸大

(2) 各常置委員会一覧表

○第一常置委員会 (大学の組織制度に関する問題)

委員長	石橋 雅義	金沢大
委員	中川 秀恭	北海道大

委 員	城戸 幡太郎	北海道教育大
"	樋口 盛一	岩手大
"	本川 弘一	東北大
"	和達 清夫	埼玉大
"	大島 康正	東京教育大
"	藤田 健治	お茶の水大
"	福田 邦三	山梨大
"	八木 弘	神戸大
"	香川 冬夫	愛媛大
"	柳本 武	熊本大
専門委員	安藤 良雄	東京大教授
"	植村 泰忠	"
"	市原 昌三郎	一橋大教授

○第二常置委員会 (学科課程, 入学試験などに関する問題)

委員長	長谷川 秀治	群馬大
委 員	実方正雄	小樽商科大
"	大政 正隆	宇都宮大
"	谷川 久治	千葉大
"	小川 芳男	東京外語大
"	中村 康治	横浜国立大
"	続 有恒	名古屋大
"	佐藤 知雄	名古屋工大
"	藤本 武助	京都工織大
"	川村 智治郎	広島大
"	問田 直幹	九州大
"	福田 得志	鹿児島大

○第三常置委員会 (学生の補導に関する問題)

委員長	三輪 知雄	東京教育大
委 員	佐山 総平	北見工業大
"	篠崎 平馬	山形大

委員	近藤 頼己	東京農工大
"	横田 利雄	東京商船大
"	横田 嘉右衛門	富山大
"	滝川 春雄	大阪大
"	金子 二郎	大阪外語大
"	斎藤 利三郎	和歌山大
"	三浦 百重	鳥取大
"	市川 禎治	山口大
"	鈴木 幸夫	徳島大
"	田中 定	佐賀大
専門委員	長谷川 修一	東京大 (学生部長)
"	沢田 慶輔	" (学生相談所長)
"	庄司 光	京都大 (学生部長)
"	倉石 精一	" (学生相談所長)
"	浅川 淑彦	広島大 (学生部長)

○第四常置委員会 (学生の厚生に関する問題)

委員長	遠城寺 宗徳	九州大
委員	佐藤 照	弘前大
"	北本 治	東京大
"	岡田 正弘	東京医歯大
"	黒沼 勝造	東京水産大
"	倉知 与志	金沢大
"	野村 武衛	三重大
"	小田 義士	神戸商船大
"	水野 敏雄	島根大
"	長谷川 万吉	徳島大
"	後藤 敏郎	長崎大
"	草場 勇	大分大
専門委員	村尾 誠	東大学生保健診療所長
"	宮田 尚之	京都大保健診療所長
"	池田 歎好	九州大教授
"	小倉 学	茨城大教授

○第五常置委員会 (大学間の協力に関する問題)

委員長	篠原 卯吉	名古屋大
委員	大坪 喜久太郎	室蘭工業大
"	小塚 新一郎	東京芸術大
"	松平 正寿	電気通信大
"	馬場 啓之助	一橋大
"	藤野 清久	福井大
"	三村 一	信州大
"	渡辺 寧	静岡大
"	五嶋 孝吉	奈良女子大
"	赤木 五郎	岡山大
"	妻木 徳一	九州工業大
"	加来 道隆	熊本大
専門委員	望月 孝逸	千葉大教授
"	白倉 昌明	東京大教授
"	榊 米一郎	名古屋大教授

○第六常置委員会 (大学財政に関する問題)

委員長	増田 四郎	一橋大
委員	山極 三郎	帯広畜産大
"	柳瀬 良幹	東北大
"	海後 勝雄	福島大
"	実吉 純一	東京工業大
"	伊藤 辰治	新潟大
"	四方 博	岐阜大
"	三輪 健司	滋賀大
"	山岡 亮一	京都大
"	赤堀 四郎	大阪大
"	前川 忠夫	香川大
"	岩村 岳	宮崎大
専門委員	鶴田 酒造雄	国大協
"	海野 正次	群馬大
"	上山 定治	埼玉大
"	錦 織 武	一橋大

○第七常置委員会 (教員養成に関する問題)

委員長	高坂正顕	東京学芸大
委員	金倉円照	宮城教育大
"	伊藤泰一	秋田大
"	二方義	茨城大
"	垣下清一郎	群馬大
"	小木曾公	愛知教育大
"	武居三吉	京都教育大
"	小林篤郎	大阪学芸大
"	稻荷山資生	奈良教育大
"	近藤正樹	島根大
"	久保佐土美	高知大
"	玖村敏雄	福岡教育大

(3) 学生急増対策特別委員会

委員長	奥田東	京都大
委員	福田得志	鹿児島大
"	石橋雅義	金沢大
"	長谷川秀治	群馬大
"	三輪知雄	東京教育大
"	遠城寺宗徳	九州大
"	篠原卯吉	名古屋大
"	増田四郎	一橋大
"	高坂正顕	東京学芸大
"	谷川久治	千葉大

(4) 新設大学拡充特別委員会

委員長		
委員	海後勝雄	福島大
"	長谷川秀治	群馬大
"	和達清夫	埼玉大
"	高坂正顕	東京学芸大
"	中村康治	横浜国立大
"	伊藤辰治	新潟大
"	石橋雅義	金沢大
"	渡辺寧	静岡大
"	赤木五郎	岡山大
"	香川冬夫	愛媛大

(5) 科学技術行政特別委員会

委員長	和達清夫	埼玉大
委員	大河内一男	東京大
"	奥田東	京都大
"	福田得志	鹿児島大
"	古市二郎	北海道大
"	長谷川秀治	群馬大
"	三輪知雄	東京教育大
"	福田邦三	山梨大
"	三村一	信州大
"	石橋雅義	金沢大
"	渡辺寧	静岡大
"	篠原卯吉	名古屋大
"	赤堀四郎	大阪大
"	八木弘	神戸大
"	川村智治郎	広島大
"	玖村敏雄	福岡教育大
専門委員	西脇仁一	東京大教授
"	森川清	東京工大教授
"	伊大知良太郎	一橋大教授

(6) 学生問題特別委員会

委員長	奥田東	京都大
委員	大河内一男	東京大
"	福田得志	鹿児島大
"	佐山総平	北見工業大
"	篠崎平馬	山形大
"	高坂正顕	東京学芸大
"	近藤頼巳	東京農工大
"	三輪知雄	東京教育大
"	横田利雄	東京商船大
"	増田四郎	一橋大
"	横田嘉右衛門	富山大
"	滝川春雄	大阪大
"	金子二郎	大阪外語大
"	斎藤利三郎	和歌山大

委員 三浦百重 鳥取大
 " 市川禎治 山口大
 " 鈴木幸夫 徳島大
 " 田中定 佐賀大
 専門委員 長谷川修一 東京大
 " 庄司光 京都大
 " 浅川淑彦 広島大

(7) 大学運営協議会

委員長 会長 大河内一男 東京大
 委員 副会長 奥田東 京都大
 " " 福田得志 鹿児島大
 " 第一常置委員 長 石橋雅義 金沢大
 " 第二 " 長谷川秀治 群馬大
 " 第三 " 三輪知雄 東京教育大
 " 第四 " 遠城寺宗徳 九州大
 " 第五 " 篠原卯吉 名古屋大
 " 第六 " 増田四郎 一橋大
 " 第七 " 高坂正顕 東京学芸大
 " 北海道・東北地区 佐藤 照 弘前大
 " 関東・甲信越地区 谷川久治 千葉大
 " " 大政正隆 宇都宮大
 " 中部地区 佐藤知雄 名古屋工大
 " 近畿地区 藤本武助 京都工繊大
 " 中国・四国地区 市川禎治 山口大
 " 九州地区 田中定 佐賀大
 臨時委員 石井照久 東京大教授
 " 大塚久雄 "

脱時委員 田上穰治 一橋大教授
 " 桑原武夫 京都大教授

(8) 特別会計制度協議会

(◎小委員 ○専門委員)

文部省側

文部事務次官(議長代理) 福田 繁
 ◎大学学術局長 天城 勲
 管理局長 官地 茂
 官房長 岩間 英太郎
 ◎官房会計課長 井内 慶次郎
 ○庶務課長 吉里 邦夫
 ○大学課長 説田 三郎
 ○会計課副長 宮野 礼一

国立大学協会側

東京大学長(議長) 大河内 一男
 ◎一橋大学長 増田 四郎
 埼玉大学長 和達 清夫
 山梨大学長 福田 邦三
 岐阜大学長 四方 博
 大阪大学長 赤堀 四郎
 佐賀大学長 田中 定
 ○東京大学事務局長 藤吉 日出男
 ○群馬大学事務局長 海野 正次
 ○埼玉大学事務局長 上山 定治
 ○一橋大学事務局長 錦 織 武
 ○国立大学協会事務局長 鶴田 酒造雄

(注) 茨城大学会計課長矢口敬司は当協議会事務嘱託(非常勤)

E そ の 他

1. 学長役員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
東京水産大学	関根 隆	黒沼 勝造
北海道大学	杉野目晴貞	古市 二郎
長崎大学	和泉 成之	後藤 敏郎
神戸商船大学	小谷 信市	小田 義士

(2) 役員交替

役職名	旧	新
理事	杉野目晴貞 (北海道大学)	古市 二郎 (北海道大学)
副会長	杉野目晴貞 (北海道大学)	福田 得志 (鹿児島大学)
科学技術行政 特別委員会委員長	大山 義年 (東京工業大学)	和達 清夫 (埼玉大学)
学生問題特別 委員会委員長	杉野目晴貞 (北海道大学)	奥田 東 (京都大学)

(3) 寄贈図書

大阪大学における留年度の現象論的考察	大阪大学
国立高等専門学校会報	国立高等専門学校協会
大学資料(20号)	文教協会

大学院実態調査報告書(昭和40年度)

学生の実態調査	文部省 京都工芸 繊維大学
大学要覧(41年度)	大阪大学
大学概要及び英文概要	東北大学
科学技術振興の総合的基本方策に関する意見	科学技術会議
北海道大学創基80年史	} 北海道大学
創基80周年記念祝典報告	
大学の効用(C・カー著)	東京大学出版会
ヒューマニズムの危機(ジュリアン, ハック スレー編)	日本ユネスコ協会連盟
千葉大学要覧及び同英文要覧	千葉大学
職員録	お茶の水女子大学
Scholarly books in America July 1966	
「早稲田大学紛争」に関する文献目録	国立国会図書館 調査立法考査局
国立学校施設実態調査報告 昭和41年度	文部省教育施設部
東京大学卒業生氏名録(昭和40年度版)	東京大学